

體詩の中の絶句の口授を兄存齋に受け、朝夕復讀し十日許りで之を暗誦し、死ぬる迄忘れなかつたといふので讀書の不便と、頭腦の俊敏を知るに足るであらう。兄存齋は醫官であるので先生は又十四歳にして醫書を讀み、之に通ずるを得た。

像銅の翁軒益原貝



然るに天この篤學の士を捨てず、二十八歳にして藩主黒田光之より京都遊學の命を受け、明暦三年四月博多を出發し、京都に入つた。當時京都には松永尺五、山崎闇齋、木下順庵等の碩學鴻儒が居り盛に門戸を張つてゐたが、先生は國にあつて最早學が出来てゐたから、別には等の人を師とするでなく

時に訪ひ講説を聞き、經書等の義理を尋ねるのみであつた。

斯くして京都に居つてしきりに勉強したので、業大いに進んだ。三十歳の時光之は之を賞し、時服を賜ひ、冬に及んでは祿十石を加へられるやうになつた。而して此の頃より多くの人に教へたので、弟子も頗る多く、名聲も高まりて四海に布き、上公卿大夫より、下庶民に至る迄皆先生

の門に入らん事を希ひ、遂に皇室に達し、幕府にも聞えるやうになつた。

斯くして京都にあること六年、歳三十三にして福岡に歸り、儒臣として頗る優遇された。

先生の人となりて寛大

先生は生來謹しみ深く、よく人に謙るの人であつた。其の學は博く和漢に互り當時其の匹疇を見ずといふ大學者でありながら、其の學問をば決して鼻にかける事なく、唯々身の及ばない事を恐れ、名を世に擧げようなどとは決して思ふ事がなかつた。其の自己編に於て

篤信が性を稟くるや信に庸劣、是故に文學の事一も能くする所なし。百事皆拙陋人に及ぶこと能はざる遠し。唯々恐くば勤苦して書を讀み、恭黙して道を思ふの二事以て人に及ぶことあるのみ。

といつてゐるのは實に先生の全面目を躍如たらしめる者がある。

先生が公用で城に入つた後の事であつた。留守居の若者が、退屈のまゝに隣家の友人を呼んだ。

「君遊びに來給へ。」

といつて、自分の家に請じて暫く話してゐたが、若い者のことゝてそれも厭き、

「一つ庭先で相撲をしよう。」

と相談一決二人は庭に下りて、「エエチャツ」と相撲した。二人は組みつほこれつ或は上に或は下

にまころんだが、不圖したはづみで、其の若者がころがつた拍子に其處に植ゑてある牡丹にぶつつかつて、ボキリと折つた。この牡丹は益軒先生の讀書の後の疲勞を休める唯一の慰安の牡丹である。幾本も枝を出した牡丹は毎年豊艶な花を咲かせるので、先生は朝夕に之を賞で、今年も例年に増して多く美しく咲いたのを、無殘や若者の足はこれを根本から折つてしまつた。

「しまつた。」

と立上つた若者は、顔色がない。今迄の愉快は何處へやら、ブル／＼と慄へて來た。「どうしよう」と評議したがよい工面も出ぬ。すると友人は、

「僕の父に頼んで詫びて貰はう。」

と隣の主人へ行つて頼むと、

「寛大な胸の廣い先生の事だから、お叱りはあるまいとも思ふが、飛んだ事をしたものだ。よしよしお歸りを待つて詫びてやる。」

といつた。やがて夕方になると先生は歸る。其の歸るを待つて、隣の主人は先生を訪ね、其の若者と共に座敷に通る、

「先生只今私の子供とこれとが、とんだ事を致しまして、實は御留守の間に二人が相撲をしましたが、一寸したはづみにあの牡丹を折りましたんです。御大切に育てられました物を、あんなに致しましたのは誠に申譯もございませんが、何卒御許しを願ひます。」

といひ、若者も亦、

「何卒御許しを願ひます。」

と頭を疊につけて詫び入つた。益軒はこれを聞き、少しも怒つた様もなく、

「何かと思ひましたら、そんな事でしたか。どうしてどうしてそんな事を態々貴方が來てお詫びなさるに及びません。もと／＼あの牡丹は私は自分の楽しみ爲に植ゑたのです。それを折つたからとて何怒ることがあるものですか。」

といつて少しも怒らなかつた。

其の謙遜な事については、江戸からの歸り、海路をとつて來たが、同じ船に乗つた十數人が互に名を聞く事もなく、四方八方の話をしたが、中に一人の書生人々に向つて經書の講義をして聞かせ、やがて又四方の學者を批評し、自分一人天狗になつた。「仁齋は頭が古い。徂徠は霸氣があるが粗暴だ。春臺も豪傑だが大した學問のあるものでない。貝原も大したものでない」といふ風であつた事だらう。先生は人の後で黙つて之を聞き、何物も知らぬ人の如くであつた。やがて船は岸に着くと、人々は「私は△△郷の何兵衛といふものです。御縁もありましたら又、御會ひ申しませう」「私は△△の何吉といふものです。御旅行の節は御立ち寄り下さい」と互に名乗つた。

先生も

「拙者は福岡の藩士貝原久兵衛といふものでござる。向後御見知り下さるやう。」

といふと、かの若者は愕然として驚き、顔を被ひ、名も名乗らんで逃げたといふ話である。

補充例話

細川重賢の事

細川重賢は宣紀の第二子で兄宗孝の養子となり、延享四年(二四〇七年)封を襲ぎ肥後及び豊後三郡五十四萬石の君となつた。從四位下に叙せられ、侍從より左近衛少將に轉じ、藩公たる事三十九年天明五年(二四四五年)六十八歳にして卒去した。其の別館が芝の白銀臺にあつたので世に銀臺侯ともいふ。

公は明君の褒れ高き人であつた。されば寶曆四年には熊本城二の丸に學校を建て文を學ぶを時習館といひ一族長岡忠英を總教とし、秋山定政を教授とし、訓導師、句讀師などの職を設け、武を學ぶをば東榭西榭といひて武藝の師をして教へしめ、在國の年の始め、歸國の始めには直ちに學校に入り、或は子弟の文武の業を試み、或は從來は死刑と追放のみなりしを笞、徒、墨の形を定め、或は田地の境界を定め、租税の内の幾分を糶として蓄へて凶荒の備とし、天明の饑饉には之を開いて民を賑はす等治績が頗る多く、明君のほまれ一世に高かつた。

自らは粗食に甘んじて冗費を省き、孝子忠君業に勵める人を旌表し、七十歳以上の老臣をば終日饗應し、九十以上には衣服金品を賜ひ、百歳以上の者には毎年金品を賜ふ等の恩典があつた。斯の如くである故、誰いふとなく自然に領民は殿様祭として年に一度業を休んで祭をするやうになつた。

江戸にあつた時、雨の日幕府に登城した。斯る時は駕籠より下りたる後は家臣が傘を持つて差かけるのであるが、誤つて傘の爪を重賢の頭に打ちつけた。殿の頭へ爪を打ちつけたのだから大へんである。不調法の罪免るべからず、打首か追放か孰れ一つである。供の者は顔を失つて畏り、供頭の者は下城の後、おそろしく前に出で

「今日はおの奴めが大そう不調法の事を致しました。其の罪實に輕からぬ事でございます。奴めも畏りまして部屋に控へて居りますが、如何處分してよろしうござりますか。御指圖を仰ぎます。」

と申上げた。重賢之を聞き、につこと笑ひ、

「オー其の事か、あれは身の過ちや、何時より登城の時刻が後れた故、覺えず急いで行つたので過つて傘に當つたのである。何事も申さぬがよいぞ。」

といつた。一同其の宏量に三歎し、かの供の者は涙を流して謝したといふ事である。

又鷹野とて鷹を使つて狩をする催しに野へ出た時、其の調度（何か書いてない。多分陶器の辨當の如きものともいほうか）を持つた下部はどうしたはづみか石に躓いてころんだので、散々に打損じてしまつた。其の者は勿論供の武士共は大に驚き怖れ、如何しようかと打感うて

「只今あの下部が御大切の御調度を躓びころびまして打損じましてござりまする。」

といひ、如何様の御叱りがあるかと恐縮してゐると、

「其の下部は怪我がなかつた。」

「ハイございませんだ。」

「さうか、それはよかつた。」

といつたのみで少しも責めなかつたといふ。

或時一族の人と飯を食うた時、其の人の箸の末が損じてあつたので、之を取替へさせようとすると、重賢は

「いや、それは本を末として用ひるがよい。もし之を表沙汰にすると膳部の者は又罪にならうぞ。」

といひ、又飯に石のあつたのをば、常に袖の中へかくして、其の爲に下臣の者の落度とならんやうにしたといふ事である。

參觀の時或宿で夜になつて例の如く酒を上げると、どうした事か調味に用ふる七年酒を上げた。けれども何とも仰がなかつたが、其の残りを近習に與へたので始めて次第が分り、臺所に其の事を告げたので、膳部方は大いに驚き畏つて御詫びを申上げると、

「いや、身は普通の酒と思つて飲んだ。」
といつた。

斯の如くである故、友としたる大名共は重賢をば先生、親父様などと、崇めて尊んであつた。名君の此の人には尙傳ふべき逸話は多々存するか、夫れは他の學年の補充例話とすべく此處には省く事にした。
(銀臺遺事、責而者艸による。)

訓話資料

前學年との連絡

この話からは次の二點の訓話が生れて来る。

- 一、人の過は深く咎めず寛大にしてやる事。
- 二、自分の過はかくさす速かに詫びるべき事。

寛大については尋二第十二「人の過をゆるせ」なる課に於て、小太郎が文吉に毬を借りて野原に行つて遊んでゐると、それを川に落した。後文吉は來て其の解を聞いて快く恕してやつたといふ話

で教へ、過をかくさゞるは、尋一第十八「過をかくすな」に於て、寅吉は外で毬投げをしてゐると誤つて隣の家の障子に當つたので速かに行つて詫びると快く恕してくれた話で教へてゐる。而して此の間に於て授けた訓話は次の如くである。

一、寛大

前學年では次のことを教へて來た。

1、兄弟や友だちなどが過つて自分の物を汚し、又は毀しなどする事があつても之がために怒るべからざる事。

2、些細の事で怒るべからざる事、

然るにこの學年に於ては進んで、

3、一時の怒に乗じ人に非道の仕向をしてはならない。

4、人の過をとがめて怒り罵るのは心の狭い者のする事である。

5、寛大にすると、相互の争も起らず人と仲よく交る事が出來て、身の幸福も多くなる。

といふ事を教へてゐる。

即ち寛大なるべきことを理解的に教へようとしたのである。然らば子供は友人の過失を寛恕しないで責めるのはどんな事からだからかといふに(一)、何か物を汚されたやうな場合にはその儘歸る

といふ事から、(二)、一般に心が發達してゐない爲に同情心が乏しい爲から來るやうで、又先天的性質からして、(三)、褊狹な性質で人を容れる事が出來ないやうな事から來る。一二年の頃は主として自分が責められたら困るやうに人も責められると困つて泣くやうな思ひをするだらうといふ同情の方面からと、直接的に過は恕しなさいといふ方面から説いたが、此の學年では理解的に、主觀の方面から(一)、友人が本を汚したりすると父母に叱られるだらうが譯を話すとよい。それよりはげしく責められたら其の人はどんなに困るだらう。「我が身をつめて人の痛さを知れ」とは此の間聞いた格言である。宜しく快く恕してやるがよいといふ同情の心を喚起すると共に、(二)、人は心を廣くして友人と交つて行かなければならない。然るにつまらん事人と争ふと自分の心は狭くなり、同情の心が刻々減じて行つて自分の性質は悪くなるといふ説方で了會させると共に、客觀的に(一)、はげしく責めると、その人は自分を恨みそれから仲違ひとなつたり、(二)、つまらん事を責めると喧嘩になつたりするだらう。然るに快く之を恕してやると、(三)、自分に感謝して友誼が一層深くなり、快く世を渡る事が出來るであらうと教へる事にしてあるが、當然の事で、殊に主觀の方面を重くして説くべきであらう。然らば一體他人の過とはどんな事かといふに、

投げたボールが友人の身體に當つた。自分の本を汚された。貸した鉛筆を紛失した。足を踏ま

れた。下駄棚を間違つた。

等である。作虐本能の發達した此の時代の子供はすむふんひどい事をして、復仇するもので、場合によつては血を見る事すらある。よく教訓するがよい。

二、過をかくすな

これも大事な徳である。今迄には、(一)何か過をしたならば時を移さず、其の事をありの儘に告げて謝すべき事、(二)悪いと知りながら叱られるのを厭うて之を隠すは悪い事である事、(三)殊に他人にその過をかぶせる事は大層悪い事を教へてゐる。若しこの時彼の若者が知らん風をして「あれは犬が折つたのです」と他に轉嫁したらどうであらう。其の人の心はその時から悪い方へ非常に早い勢で傾き、又何時か顯はれぬかと何時も苦しまなければならなかつたらう。この事もよく教へるがよい。これは淡白といふ徳となる。

三、過をせぬやう注意すべき事

之は謹慎の美德である。過を隠したり他に轉嫁したりしないのはよい事であるが、夫よりも先づ人は過をせぬやう注意しなければならぬ。この若者も牡丹などの花卉のない所で相撲を取つたら殊によかつたらう。平素注意を怠らないで謹んで過失をせぬやう注意し、殊に一度した過失は決して二度と之をせぬやう注意すべきである。本の取扱、學用品の取扱、人と打連れた時等注

意すべき事はいくらもある。

此の徳に對する先生の教訓

先生はこの徳に對して如何に教へたかを大和俗訓から抜いて示さう。

○人のあしきをばゆるすべし。わがあしきを人にゆるさるべからず。人のあしきをゆるさざるは心の量せばし。わがあしき事を人にゆるされんと思ふ人は鄙吝の至りなり。

○君子は己をせむ。小人は人をせむ。己をせむれば身をさまる。人をせむれば人のうらみなし。小人は此のうらなり。人をせむる心を以て、わが身をせむれば過すくなし。己をゆるす心を以て人をゆるせば人のうらみなくして交を全くす。

○人のあやまちをそしり、不善あるをはなはだしくせめはづかしむべからず。必ず人のうらみとなる。或はとがある人を打たきて一旦心に快くすとも、その人もし堪忍せずしてむくへば大なるわざはひとなる。いかりをおさへて後のわざはひをよくかんがへ、わが心に十分快きを求むべからず。いやしき下郎に對しても此の心づかあるべし。

實に先生は此の教の如く行はれたのである。

作法

(一)過失の詫び方

(1) 他人の物品を毀損した場合

「あなたの大切なものをこはしました。誠にすみません。どうかお許し下さい。」……(一例)

(2) 他人の物品を紛失した場合

「あなたの△△を見えなくしました。どうかお許し下さい。」……(一例)

(二) 詫びるときの作法

先づ其の人の前に至り、一禮して後静かにお詫の言葉を述べ、先方の之に對する返辭を聽いて、然る後一禮して其の場所を去る。

教授の實際

區分 (二時間)

第一時 例話を授く。訓話を行ふ。

第二時 教科書を授く。實踐上の指導を行ふ。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖 貝原益軒の肖像等。

教法

(甲) 一般の方針

一、本例話に於ては次の要項につき切實に話す積りである。

1、益軒の學識。

2、益軒の寛大。

3、益軒の謙遜。

しかし「益軒の寛大」を中心として説くことは言ふ迄もない。

二、訓話に於ては

1、人の過失に對しては怒ることなく、寛大に恕すること。

2、人の過失に對し、怒つたり、責めたりするは心狭き人なること。

3、寛大なるときは忌むべき争も起らず、人と平和に交つて行くことが出来ることに重きを置いて論ず。

三、寛大の徳は社會的生活を營む上に大切な徳であることは言ふ迄もない。併し寛大ならんとして寛大なることのできないのは誰にも有勝のことである。まして子供に於ては尙更のことである。故に此の徳の養成については餘程根本的に工夫する所なければならぬ。

四、第一私共は否子供等はどういふ譯で寛大なることができないか、そこに心理的の理由を發見

しなければならぬと思ふ。それで訓話資料の「一、寛大」といふ所にその理由として三つばかりの條項が掲げてあるから、教授の際この條項に注意して説くといふことは根本的に必要なことである。

五、次に寛大といふことはどうした心理状態であるか。また寛大ならぬならないによつて、我が生活にどんな影響をもたらすか。主觀的方面からも、また客觀的方面からも見てよく論ずといふことも注意すべき大切な點である。(訓話資料の部参照)

六、寛大を破る唯一の原動は忿怒である。故に忿怒の氷解といふことが寛大たる上に大切な一修徳である。上記の「四」も「五」も此の氷解に對する理知の投藥であるけれども、また兒童をして「どうすれば事件が発生した其の時に、汝の心に起るその忿怒を直に汝自身で氷解させ得るか」といふことを考へさせるがよい。かうして工夫させることが修徳の一方法で、修身教授上重すべきことである。

七、尙寛大ならしめる一方法として、可成多くの範例をあげて説ききかすことも甚だ有效である。本書は其の意味に於て、教科書の補充例話の外に、尙一つ毛利元就の寛大を記して補充して置いた。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を授く——訓話を行ふ。

一、學習動機の惹起

先づ既に習つた尋二第十二「人の過をゆるせ」の課等と聯絡して、過はどうして起るか○過があつたときはどうするか○人から過を詫びられたときはどうするか。

といふやうに問答し、次に

「今日は自分の大切にしている牡丹を折られたけれども、お詫びするまゝに心廣くゆるしてやられた立派なお人につき話す。」

といふ旨をつけて、學習心を惹き起し、それから本教材にはいつて行く。

二、例話を授く

話すべき要項は次の如くである。

- 1、貝原益軒の學識につき。
- 2、益軒の寛大につき。
- 3、益軒の謙遜につき。

以上は本書に於ける例話資料を十分参照して適切に話す。

三、訓話を行ふ

益軒の寛大につき其の要點に互つて問答し、それから次の訓話を極く平易に行ふ。

過失といふものは誰にでもある。しかしあるからといつて平氣で居つてはならない。可成過失のないやうに注意しなければならない。

過失があつた場合には、すぐ其の事情をのべて詫びなければならない。過失を包みかくしたり、人に轉嫁したりすることは誠に悪いことである。

過失をかくし、或は人に轉嫁して一時自分は事無きを得ても、いつかはあらはれて來るものである。假令あらはれないにしても、自分の心の内は決して平かでない。それがいつも心から離れないで、自分自らが人知れず苦しむものである。

人から過失を詫びられたら、心廣く氣持ちよくゆるしてやらなければならない。これは過失といふことは誰にでもあることで、心からなしたのでないからである。今一つは自分がもしそんな立場に立つたとき、詫びてもゆるしてくれなかつたときはどうであらうか。さういふ風に故意でないといふこと、お互といふことを考へて、ゆるさざるを得ない譯のものである。彼のどんなに詫びてもゆるしませず、却つて腹を立て、咎め、責め、甚しきは非道な仕向をな

すが如きは大きな間違である。

人からの過失を寛大にゆるす人は、ゆるされた人は非常に喜び、深く其の人の心の寛大に感じ、敬意を表するものである。之に反し咎め或は責めたりするときは、遂に喧嘩になり、互に仲よく交つて行くことが出來なくなる。この所大に注意しなければならない云々。(本書に於ける訓話資料をも参照する)

第二時

▽教科書を授く——實踐の指導を行ふ。

一、復習

貝原益軒は學問に於てどんな人であつたか○益軒の留守の間にどんなことが起つたか○そこで若者はどうしたか○益軒はそれに對しどういはれたか○益軒につき感心な所は。

二、教科書を授く

以上のやうに諸子に問うた所は、本には纏めて書いてあるから、尙それを讀んで知ることによつてと告げ、それから本にはいつて行く。

教科書取扱の順序等は前記に準ず。但し次の點は特によく理會させる。

1、若者は自分の過失を包みかくす所なく、近所の人を介して正直に事情をのべて詫びしこ

と。
2、それに對し益軒は毫も怒る事なく、寛大に且つ快くゆるしてやつたこと。

三、實踐上の指導

人があなたに對して何かしそこなひをしてお詫びしたときは、あなたはとうするか〇とうですか、其のしそこなひに對して本當の所あなたは腹が立つかどうか〇それだにその許してやるといふことは〇もしゆるさないとせばどうなるか。……といふ風に問答し、それから家庭・學校・社會等に於て人の過失に對してゆるしてやつた各自の經驗を語らしめ、之に對し教師は適當に批判して實踐の指導を行ふ。指導すべき二三の場合を豫想的に記せば次の如くである。

(1) 人が自分の物を破損した場合

その時の心持——詫びに對して——それをゆるしたわけ……等。(以下も之に倣ふ)

(2) 人が自分の物をなくした場合

(3) 人が自分の悪口などをいつた場合

(4) 人が自分の身體にきづをつけた場合

(5) 作法……等

四、修徳の工夫

腹立つた場合にどうすればその腹立をなほすことができるか。めい／＼に考へさせ、之を適當に批判して、めい／＼をして實行させる。

第二十一 健康

教授の要旨

日常學校に於ける訓練及び家庭に於ける教養と相連絡し、學校に於ける衛生的施設及び家庭に於ける衛生的注意は何故なりやの自覺を興へ、進んで身體に注意し健康を増進せんとするの決心を興へるのが本課教授の要旨である。

教材の研究

例話の資料

益軒先生の學と其の著述

先生の學は朱子學である。其の朱子學の人である事は小學備考、近思錄備考に現はれ、更に大著愼思錄に現はれたが、尙幾多の疑問を懷き服し難き缺點を知り、晩年大疑錄を出して其の旨を

述べた。

貝原益軒翁の墓



然し先生の世に貢献した所は單に儒者としてではない。多く人の履むべき道德の事を教へたる書を著し、而も其の書たるや皆平易な假名文で童蒙の人も容易に理解し得るやうにしたのにある。蓋し當時の儒者の著述は多く漢文で記したに比し如何に世を益したかを知るに足らう。著す所の著書百餘種其中、

五常訓 仁義禮智信の五常の道を平易に説いたもの、八十二歳の著。

大和俗訓 爲學、心術、衣服、言語、躬行、應接の六門に分ち實踐躬行に益ある事を平易に述べたもの、七十九歳の著。

和俗童子訓 兒童の教養について述べた書で、日本古代の學者の述べた唯一の教育學書である。其の隨年教授法の如き今日尙範とすべき所頗る多い。當に體裁に於てコメニユースの大教授學に比すべく、意見に於てロツクに匹疇すべきもので

ある。八十一歳の著。

初學訓 初學者の爲めに説いた修身書。

文訓 文學に關する事を説示したもの。

武訓 武道の事を述べたもの。

家道訓 家政學と見るべき書である、八十二歳の著。

樂訓 高尚な和樂の事を説いたもの、八十一歳の著。

君子訓 在位の君子の道を説いたもの、七十四歳の著。

養生訓 養生の要を説いたもの、八十四歳の著。

を以て益軒十訓と稱して居る。然らば先生は如何にしてこの精力を養ひ、長壽を得たかを次に示さう。

先生の養生

先生は幼い時は實に弱い人であつた。壯い時から死ぬ程の目に逢つた事は蓋し數回に止らない。そこで頗る衛生に意を用ひ、決して暴飲暴食せず、腹八分の教を守つて、ほどよい頃に止め、好める物なりとて、そのみに偏りて食ふ事がなかつた。酒も飲まず、寢起に規律があつた。

夫れのみならず、古今の書より衛生の爲になる事を見る時は之を拔萃し、之を分類して願生輯

要といふ本とし、尙其の要を摘み平易にして養生訓を作つて世人の養生の輔けにした。而して是に書ける事の多くは先生の自身で實行した事なのである。

斯の如くであるので、一生の中江戸へ行く事十二度、京都に行く事二十四度、長崎に五回で其の他全國を周遊し、精力尙盛んにして多くの著述を残し、八十五まで生き延びたのである。

訓話資料

前學年との連絡

身體に對する注意は尋常一年第七課に於て「たべものにきをつけよ」を教へ、尋二に於ては第九「からだを丈夫にせよ」にて教へてゐる。尋一のは或子が竹竿で熟しない果實を落して食はうとしたのを母が止めた話であり、尋二のは二人の兄弟が教師から「身體が丈夫でなければ世に立つて役に立つ人となれない。」といふ話を聞き、相戒めて飲食に注意し、早く起き、冷水摩擦、深呼吸を實行したといふ話を教へ、この二つから次の事を教訓してゐる。

- 一、身體が丈夫でないと世に出ても役に立つ人となれぬ。(尋二)
- 二、飲食を慎むがよい。
 - イ、熟しない果物を食うてはならない。ロ、食ひ過ぎしてはならない。ハ、腐つた物を食うてはない。ニ、一時に多く食うてはならない。ホ、間食もなるべくせぬやうにするがよい。

い。

- 三、夜早く寝ねて十分に眠り朝も早く起きるがよい。
- 四、毎朝早く起きて顔を洗ひ口を漱くがよい。
- 五、頭髮手足を不潔にしてはならない。
- 六、鼻汁をたらしてはならない。
- 七、入浴の際はよく身體を洗ふがよい。(以上尋一)
- 八、指を舐り鉛筆毛筆等を口に入れるのも病毒を取入れる虞があるから注意せねばならない。
- 九、進んで身體の強壯法を講ずるがよい。其の方法は次の如くである。
 - イ、屋外運動。ロ、冷水摩擦。ハ、深呼吸。

この學年の教訓

此の學年の務は、以上の教訓より他に出でる事が多くない。唯これに根柢づけるのが主任務である。故に身體が弱いとどんなであるかをば病氣の時を回想させて其の不快である事を知らせ、更に父母に心配を掛けるから不孝である事を吞込ませると共に、益軒先生の事蹟と比較して身體の大夫であるか否とは平素の心掛如何による事をさとらせ、

- 1、起居に關する衛生

寝、起、身體の清潔に關する事項。

2、飲食に關する衛生

3、防疫に關する衛生

流行性感冒の時の口蓋、平素の手洗ひを附説し、又痰に關する衛生を説くがよい。

4、強壯法

冷水摩擦、深吸呼、野外運動を督勵し、更に體操は身體各部を強壯にするものである事を教へ、かの體操嫌厭の風を一掃する事を力めるがよい。

5、附説

正月の衛生

イ、餅はよくかむこと。ロ、室内の遊戯のみせずして戶外にても遊ぶべきこと。

ハ、暴飲暴食を戒むべきこと。ニ、夜更しや朝寝をせざるべきこと。

は此の機會に説くがよい。

養生に關する益軒先生の教

○萬の事つとめてやまざれば必ずしるしあり。たとへば春たねをまきて、夏よく養へば必ず秋ありてなりはひ多き如し。もし養生の術をつとめまなびて久しく行はば、身つよく病なくして、

天年をたもち、長生を得て久しく樂まん事必然のしるしあるべし此の理うたかふべからず。

○養生の術は先づわが身をそこなふ物を去るべし。身をそこなふ物は内慾と外邪となり。内慾とは飲食の慾、好色の慾、睡の慾、言語をほしひまにするの慾と、喜怒憂思恐驚の七情の慾を云ふ。外邪とは天の四氣なり。風寒暑濕をいふ。内慾をこらへてすくなくし、外邪をおそれふせぐ、是を以て元氣をそこなはず、病すくなくして天年を永くたもつべし。

○凡そ、藥と鍼灸を用ふるはやむを得ざる下策なり。飲食色慾を慎しみ、起臥を時にして、養生をよくすれば病なし、腹中痞滿して、食氣つかふる人も、朝夕歩行し、身を勞働して久坐久臥を禁すれば、藥と鍼灸とを用ひずして痞塞のうれひなかるべし。是上策とす。藥は氣の偏なり。參氏求甘の上藥といへども其の病に應せざれば害あり。況や中下の藥は元氣を損し、他病を生ず。

格言

「藥ヨリ養生」といふ事は前掲先生の養生訓の趣意であるから、あれを見て先生は斯くいつたと説くがよい。即ち病氣になつて藥を飲むよりは、それより前に養生して食物に注意し、適宜に運動し以て病にかゝらぬやうにし、藥の必要がないやうにせねばならぬといふ事である。

風邪は百病の本

百病は氣から起る

病はなほりぎは

節季の病氣は平常の不養生

起きて働く果報物

は健康に關する諺である。

補充例話

福澤諭吉と健康——福澤諭吉は若い時から飲酒を慎み、一生涯に勉め、晩年に至るまで日課を定めて規則正しく生活した人である。

先生は、毎朝四時半に起きて、養生を伴うて近郊を散歩する。そして其の伴うて行く人は養生のみでない。中には幼稚園の子供もゐるし、立派な紳士も居る。大人でも子供でも一たびこの仲間に加はると、其の後は必ず其の人の家を訪うて之を起し、相伴うて散歩するのである。かうして六時頃に歸つて朝食を喫し、終つてから約一時間位新聞を見、それから晝食になるまで事務を執つたり、書物を読んだり、客に接したりする。午後は一時から二時迄が睡眠時間で、それから四時半迄が午前の通りである。四時半からは米を搗いたり、居合をなしたりする。米は玄米五升を搗くのがきまりで、搗いた白米は之を他器に移し、臼を掃除して、更に玄米を入れて翌日の準備をして置く。それから湯にはいつて靜かに晚餐につくのである。夜は九時になると必ず寢床に入るといふ規定である。

先生は身の丈五尺七寸體重十八貫目といふ偉大な體軀であるが、十八九歳から六十歳前後までは少しも増減なく、六十五歳の頃になつても尙十七貫五百目を下らなかつたといふ。先生のかうした偉大な體格は全く先生の規則正しい生活の結果である。

(範例大鑑に據る)

ウエズレーと成功——ジョン・ウエズレーは基督教中のメソヂストといふ派を開いた英國の大宗宗教家で八十九歳の高齡

像肖のーレズエウ



を保つた人である。彼の傳道事業に、慈善事業に、著述に大成功したのは、全く彼の體力の強壯なによつたのである。彼がメソヂストの教派を廣めるために、二十五萬哩を旅行し、四萬餘の説教をしたといふ一事を以てしても、彼の精力の如何に絶大であつたかが分る。

斯くウエズレーの鐵の如き身體はどうして出来たかといふに、全く幼時からの運動に基くのである。即ち彼は幼時から父の命令を守つて、毎朝必ず學校の周圍を適當な速度で三回廻足した。此の學校園は随分廣かつたから、此處を三回廻けるといふことは餘程の運動であつたのである。適度の運動を日々永續するといふ事は健康の基で、また成功の基でもある。

教授の實際

區分 (三時間)

第一時 例話及び教科書を授く。

第二時 保健と衛生とにつき話す。

第三時 保健の方法につき説く。

準備

教科書の挿畫を擴大した掛圖、益軒の遺物等。

教法

(甲) 一般的方針

一、本例話に於ては

1、益軒が身體が虛弱であつた所から、深く養生に心掛けられしこと。

2、諸書を読むをりに養生に關することあれば必ず書きぬきして、よく之を守られしこと。

3、益軒の長壽と多種の著述につき

説くを以て其の要點とする。

二、訓話に於ては(一)起居に關する衛生、(二)飲食に關する衛生、(三)防疫に關する衛生等につき論じ、進んで保健法につき指導するを以て其の要點とする。

三、かの「人肥えたるが故に貴からず、智あるを以て貴とする」の教は心身相關の理に暗かつた世には眞理と考へられたかも知れないが、今日にあつてはもう光のないことは言ふまでもない。しかし左様と知りながら、國民の一般が其の體の強健を圖ることについて眞劍でないことは事實で、之が宣傳については、まだ／＼やめる譯にはいかない。教科書には尋一から尋六に通じて(既定教科書について見て)國民の保健につき説くと言ふ考の流れてゐることは私共の非常に賛成する所である。従つて當學年に於ても彼等の理解と可能に顧み力瘤を入れて説いて行く考

へである。

四、身體の健全は、個人的に國家的に必要であることを知ると同時に、之をまた現實しなければならぬ。而かも繼續的に實行しなければならぬ。此の繼續といふことが最も意義あることである。即ち一月や二月の繼續でない。一年や二年の繼續でない。生涯の繼續である。健になれば止める、弱になればまた始めるといふそんな間斷的のものでない。適宜な保健法を適當に永きに互つて繼續して行くところに、其處に活氣漲る體軀が出來、長く枯れざる生命が宿るのである。

五、兒童の實際についてしらべて見ると、教師の説いた時に感奮して、また勧めた時に従つて或る保健法を實行するとも大概中途で止めて仕舞ふ。子供といふ時期は活動盛りの時期であるから、強ひて方法的に拘束的に行はさせなくても、彼等の自由の活動に任してよい、それが寧ろ適當であるといふことになるかも知れない。併し此處に貴ぶ所は、かうして行くうちに、其處に運動的趣味を養ひ、運動的習慣を形成する所に重い意味もあるのである。故に彼等の方法の中止に對しては適當に奨励もし、また監督も怠らないやうにして行く。併し之は學校や教師だけではいけない。家庭とも協力して、彼等の自由を束縛せず、所謂注意した自由の下に繼續的に實行させて、上記の結果を收める。従つて本課の教授は單に此の時間のみで完結と思はない

で毎日々々が教授時と思はなければならない。

六、本課教授に於て今一つ大切な要件は、師弟諸共といふことである。子供に冷水摩擦をすゝめながら、教師はこれ又は之に代はるものもせず、子供に朝早く起きて深呼吸をやれ、または駢足をやれと言ひながら、教師は何等自身に行ふ所なくては、體の教授でなく口の教授で最も嫌ふ所である。教師もやれば生徒もやるといふ風に、師弟が互に相呼んでやる所に、兒童は繼續もし、趣味も生じ、習慣も自ら其處に成立つのである。私共はかうした傾向のないことを常に悲しむと同時に、之がまた宣傳上の一大缺陷と思つて居る。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を授く——教科書を授く。

一、學習動機の惹起

既に習得した思想中から

身體を大夫にするにはどうするか○身體が丈夫でないとなぜいけないか○諸子は諸子の身體を丈夫にするためにどんな方法をとつてゐるか。

といふやうに保健の必要と方法とに關して問答し、それから

「今日は貝原益軒といふ人が深く養生に心がけて長命を保ち、そして立派な多くの仕事を残していかれたことにつき話す。」

とつけてそこに學習心を起し、それから本教材にはいつて行く。

二、例話を話す

説話要項は次の如し。

- (一) 幼き時から身體が甚だ虚弱であつたこと。
- (二) 自ら深く養生の道に心掛けられしこと。
- (三) 貝原益軒 諸書を読む時に養生に關する事あれば必ず書きぬきして之を堅く守られしこと。
- (四) 八十といふ高齢に達するも元氣少しも劣へず、多種の書物を著はして世人を裨益されしこと。

以上は本書に於ける例話資料を参照して話す。

〔注意〕

益軒の長壽には二つの原因がある。一つは遺傳で、今一つは養生である。即ち先生の祖考同胞は悉く長壽の人で、曾祖父は九十餘歳、祖父は七十七歳、父は六十八歳、三人の同胞はすべて七十歳を越えてゐる。先生の長壽も此の遺傳の特質を襲けたためである。併し幼時から虚弱であつたことは事實で、先生がよく養生に心掛けて、此の遺傳的長壽を全うされたのである。此の點が範として貴いのである。

三、教科書を授く

教科書を授ける順序・方法等は前記に準ずる。

第二時

▽保健と衛生につき説く——訓話を行ふ。

一、復習

貝原益軒がどうして長壽を保つことができたかを問答し、それから次の諸項につき話す。

二、保健と衛生につき説く

適當に問答しながら授けて行く。

- 1、起居に關する衛生。(運動・休眠・清潔等)
- 2、飲食に關する衛生。
- 3、防疫に關する衛生。(感冒の豫防、痰唾に關する衛生等)

(附)肺結核豫防に關し、内務省令の大體を説く。

以上の内容は本書に於ける訓話資料及び備考の部を参照する。

三、訓話を行ふ

次の意味を極く平易に話す。

學ぶにも、遊ぶにも、仕事をするにも、身體が健全でなければならぬ。身體の健全はそれをなすすべての根元である。

身體の健康を圖るには、前にも言つた通り、常に程よく運動すること、程よく休眠すること。衣服や身體は常に清潔なること。清き空氣を呼吸すること。日光に浴すること。食物物に注意することである。また流行病などに對しては豫め之を防ぐ方法を考へて罹らぬやうに用心することである。

しかし是等は一月や二月でよいと考へてはならない。また一年や二年で完了するものも考へてはならない。死ぬる迄繼續していかなければならない。さやうに繼續して行く所に、健全な體軀が出来、長く枯れない生命が宿るのである。かくして自分のなさんとする所は悉く之を成し得て、幸福に暮して行くことの出来る上に、人としての役目をも果して行くことが出来る云々。

第三時

▽保健法につき話す——補充例話を語る。

一、復習

身體を丈夫にするにはどうするか○それはいつまで行つたらよいのか○人はなぜ身體が丈夫であらねばならないか。

と問答して、茲に一層深く保健の必要なことをさとらしめ、それから次の指導に入る。

二、保健法につき説く

兒童といろくくと相談し、また教師が日常とつてゐる所の保健法をも語り、かくして各自執らんとする方法を執つて日常之を實行するやう奨励する。

- (1) 深呼吸。
- (2) 駢足。
- (3) 室内體操。
- (4) 冷水摩擦……等。

三、補充例話を語る

(本書の例話資料部にある補充例話を話す。)

〔注意〕

- 1、單に口でのみその實行を督促するでなしに、教師も共に實行して奨励する所ありたい。かうした所で眞に指導の任務を全うすることができるのである。
- 2、第二學期に於ける教材は之ですむ豫定であるから、餘りの時間を以て、適切に復習することは第一學期の所に於て注意して置いた通りである。
- 3、本時または復習時に附帶して、「正月に於ける衛生」につき説す。其の内容は本書の訓話資料部に記してあるから参照する。

備考

次に示すのは今春一・二月にかけて全國民をなやました彼の流行性感冒に對し、廣島市役所が市民に對して行つた豫防法の宣傳である。参考のためかゞけることにした。

流行性感冒

流行性感冒の病毒は鼻汁・唾痰等に混つてゐて、病人が咳や嚏をするときに、微細な唾や痰の泡沫と共に三四尺も飛び散らされる。それを吸込んだ人が傳染するのである。病氣のなほつた人でも當分の間は病毒を宿して居る。この病氣が行つて居る時は必ず左の事項に注意する。

- 一、病人や病人らしい者に近寄るな。
- 一、芝居・寄席・活動寫眞などの様に多く人の集つて居る場所には可成立寄るな。
- 一、電車・汽車等の様に人の集つて居る場所では呼吸保護器を掛けよ。
- 一、毎日々々鹽水・微温湯で含嗽せよ。
- 一、感冒を引いたと思つたなら直に暖き室に臥して醫者を呼べ。
- 一、病人の室には成るべく看護人の外入れてはならぬ。
- 一、病氣がなほつても醫師の許ある迄は屋外に出るな。
- 一、病人の痰唾は唾壺の中を受け、成るべく之を消毒し、そして痰唾・鼻汁等で汚れた物は便池に棄るか、焼くか、煮るか、又は薬で消毒せよ。
- 一、病人の食器・手拭・洗面盥等は他の健康者に使はさせるな。
- 一、病人が全くなほつたときは成るべく醫師の指示を受けて、病室や病毒に汚れた物を消毒せよ。

肺結核豫防に関する件(明治三十七年二月四日内務省令第一號)

第一條 學校病院製造所船舶發着待合所劇場寄席旅店其ノ他地方長官ノ指示スル場所ニハ適當個數ノ唾壺ヲ配置スベシ
 警察官署ハ前項配置ノ唾壺不適當ナルカ若ハ其ノ個數十分ナラズト認ムルトキハ期間ヲ定メテ唾壺ノ變更ヲ命ジ若ハ個數ヲ指定シテ之ヲ増置セシムルコトヲ得
 前項ノ唾壺ニハ唾痰ノ乾燥飛散ヲ防グ爲メ少量ノ消毒藥液又ハ水ヲ入レ置キ唾壺中ノ唾痰ハ第六條ノ方法ニ依リ消毒スル

- ニアラザレバ投棄スベカラズ
- 第二條 前條ノ場所ニ於テハ何人ト雖モ唾痰以外ニ唾痰ヲ略出スルコトヲ得ズ
- 第三條 地方長官ノ指定シタル礦泉湯海水浴場轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲ゲル事項ヲ遵守スベシ
 - 一、營業所ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
 - 二、前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル度ニ洗濯スルコト
 - 三、肺結核患者若ハ其ノ疑アル患者ナルコトヲ知りタルトキハ其ノ患者ノ居室ハ消毒スルニアラザレバ他人ヲ宿泊セシメザルコト
 - 四、前號ニ掲ゲル患者ノ使用シタル物品ハ消毒スルニアラザレバ他人ニ使用セシメザルコト
- 第四條 病院ハ左ニ掲ゲル事項ヲ遵守スベシ
 - 一、肺結核患者ト他ノ患者トヲ同室ニ收容セザルコト
 - 二、肺結核患者ヲ入レタル病室ニハ消毒スルニアラザレバ他ノ患者ヲ收容セザルコト
 - 三、結核病者ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物品ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト
- 第五條 監獄官公立ノ學校病院養育院製造所官設及私設ノ鐵道停車場同客車ニ於テハ其首長ハ本令ノ規定ニ準シ相當ノ措置ヲ爲スベシ
- 第六條 消毒方法ハ明治三十年五月内務省令第十三號ニ依ルベシ但シ唾痰ヲ消毒スルニハ石炭酸水(二十倍)結晶石炭酸水五分鹽酸一分水九十四分ヲ使用スベシ
- 第七條 第一條第一項ニ違背シテ唾痰ヲ配置セザル者警察官署ノ指定シタル期間ニ其ノ命令ヲ履行セザル者同條第三項及第三條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第八條 第二條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 第九條 第四條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

(此の外に附則四箇條あれども省略す)

第二十二 自分の物と人の物

教授の要旨

この徳は公正の徳の一つの發現である。即ち自分の物と人の物とをはつきりと分ち、人の物は毛筋程の物でも決して取るまいといふ心である。而して此の徳の修養は正直の心が強い時によく行はれるものであるから、正直の課と相連絡して兒童をしてこの徳の修養に力めさせるがよい。

教材の研究

例話の資料

河原市の馬子の話

この話は東遊記藤樹先生の章に出てゐる。今本章を略説すると、橘南谿が藤樹先生の徳化が今に尙世に周ねき事を聞き、藤樹書院を尋ねようと小川村へ行くと、農夫老爺迄も詳しく道を教へ、迷ふ事なく講堂に至り、當時講師として毎月六回村民を集めて論語を講じ、春秋の釋奠を取行ふ

志村周助といふ人の案内で講堂を見、更に藤樹先生の徳化が其の當時猶見るべきものがあるに感した事から、先生の門人としては熊澤蕃山が先づ一流の人である事を述べ、偕其の熊澤蕃山が先生に入門するに至つたわけを述べると次の如くであるといつて、この河原市の馬子の事を出してゐる。故に本書の話は寛永二十年（二三〇三年）頃で、丁度春日局の死んだ頃、藤樹先生の三十五六歳の時の事である。（藤樹先生の話は多分後に出るだらうから今は略す）

この馬子の馬に乗つたのは加賀の國の飛脚である。藩主の用命にて金二百兩を預り持ち、京都へ登る途中、近江の河原市（滋賀縣高島郡新儀村大字安井川）といふ所から馬を雇うて榎木の宿（今の滋賀郡和邇村大字今宿）に泊つた。馬子は其處から河原市に歸り、馬のすそを洗はうとして鞍を解くと鞍の下から財布が出たので改めて見ると、二百兩の金が入つてゐた。馬子は之を見ると、大いに驚き、

「これは屹度今の客の物であらう。今はどんなに心配してゐる事やら、よし／＼返して來よう。」と日は西山に入り、晚鴉は時に入らんとするの時、一日の勞苦を休める時であるに關せず、夕飯もそこ／＼に直様驅けて行つた。然もこの二驛間は大分の道程なのである。

此方は彼の飛脚である。宿に落附き、夕飯食べてやがて一風呂浴びようとする時、不圖氣がついて見れば彼の二百兩の金子は跡方もない。「如何したらう」と考へて見ると、「あの河原市で馬に

乗る時、鞍の下へ入れて置いて、偕下りる時取る事を忘れた。馬子の事である。二百兩の大金を得たが嬉しさに、もう今頃は他郷へ行つた事であらう。あゝどうしよう」と青くなつてゐた。

一方かの馬子は「今頃ほかの客人は何程か心配してゐるだらう」と大急ぎでやつて來、宿屋について、「先程私の馬に乗つて來た客人にお目に掛りたうございます」といふ。「さうですか」と女中が案内すると、馬子は障子を明けて中に入るや否や、禮もそこ／＼に

「貴方は何か忘れ物をせられませんか」といふ。飛脚は青ざめた顔を上げて、

「大變な物を忘れました。大金を忘れました」といふ。

「それはどんな財布に入つて、中にはお金が幾ら入つてゐましたか。」

「鹿の皮の財布で、口は紫色の緒で結び、根元には古渡珊瑚の玉がついてゐます。そして中には小判で二百兩入つてゐる筈です。」

「ではこれは貴方のものです。先程歸つて馬の尻を洗はうと鞍を外すと下からこれが出ました。多分貴方のでせう。今頃は何程か困つてゐる事と、直様驅けて參りました。さあお取り下さい。中には二百兩ある筈ですが一應御調べ下さい。」

といつて其の財布を出した。中には二百兩の金がつくり其の儘入つて居る。飛脚は死んだ者が生きて來たやうな心持で涙を流して喜んだ。

「誠に有り難うございました。何と御禮を申上げてよいか分りません。大事の御用金の二百兩これを失つたら、私の命のないのはもとよりの事、親兄弟もとても其の儘には置かれますまい。あゝ大變な所でした。貴方がなくば私一人の命のみならず親兄弟にも迷惑を掛ける處を、貴方が正直にして持つて来て呉れましたので、私も助かりましたし、親兄弟にも迷惑を掛けないでよい事になりました。この御高恩は何といつて御禮申上げたらいいでせう。とても何といつても言葉では言ひ盡されません。」

と馬子の財布を差出す手を取つて押戴き、やがて行李の中から別に包んだ金の十五兩を取出し、「この御高恩に比べると、誠に些少ですが、ほんの當座の御禮のしるしに差上げます。何卒御受取下さい。」

といふ。馬子は喜ぶだらうと思ひの外、驚いたやうな顔付で、

「貴方の金を貴方が取るに何御禮が入るものですか。」
とすぐ返して指もふれない。

「いや、こればかりごく些少のものです。餘り些少ですから御氣にも召しますまいが、何卒是非お收め下さい。」

「否、それが欲しいなら、私は決してこの二百兩も持つて来るのではありませんでした。」

「全くほんの私の志です。どうかお收め下さい。」

「頂くなら最初お出しなされた時頂くのです、只今も申しました通り貴方の物を貴方へ返すに何御禮が入るものですか。」

忠實の一念頑として飛脚の請を容れない。飛脚は已むを得ず額を減らして十兩とし、

「ではこれだけにしますからお收め下さい。」

「いえ、どれだけでも御禮なら頂きません。」

今度は五兩とした。

「いや、頂くつもりなら最初に頂いたのです。」

三兩とし、一兩とし、とう／＼二歩にした。

「これ丈は是非御收め下さい。これ程の大金を其の儘返して下さつた上、道程の遠い所を然も夜分に御出で下さつたのに、何も御禮を差上げないでは心が濟みません。貴方が御收め下さらないなら私は今晚眠れません。何卒御願ひです。これ丈は御收め下さい。」
と熱心を眉宇に現はして頼み入る。

「では御禮を頂くといふのは、私の心ではありませんが、そんなにいはれるなら、二百文頂きませう。これは今夜は休むのを此處まで来た賃錢として頂きませう。」

「左様ですか。夫程迄に御心堅くいひなさるなら、致方ありません。二百文差上げます。それにして有り難うございました。貴方は全く私の命の親です。私は一生今日の日と貴方の名を忘れず、子孫にも語り繼いでこの大恩を忘れまいと思ひます。」

と、頭を疊にすりつけて禮をいつた。

馬子はその金を請けて下に行き、「この二百文は今日仕事をした後の餘分金だ。今夜はこれで何か食はせて下さい」と、酒を買ひ、肴を出させ、番頭や主人と快く飲食して歸つた。

馬子までも斯くまでに義理固いのに驚いた彼の飛脚は、餘りの事に打驚いて主人に其の解を尋ねると、主人は鼻をうごめかしながら「貴方は未だ承知でありませんか。この高島郡小川村には中江與右衛門先生といふ聖人様がいらつしやいます。この聖人様は毎日村の人共を集めて『人には情をかけよ。人の物は取るな』と有り難い事を教へて下さいます。だん／＼近所の村の人も暇さへあれば行つて其の教を受けますので、今では此の邊一帶夜寝るにも戸締りをする者がありません。道に百兩の金を落しても誰一人これをかくす者はありません。かうなつたのも皆あの聖人様の有り難い教の結果です。私も時に聽問に參りますが、私共にもよく分るやう、丁寧に教へて下さいます。」といつたので、非常に感心し、京都で其の話をしたのを、折柄上京して師を求めた熊澤蕃山は、之を聞いて「中江氏こそ余の師とすべき人である」と、直様小川村

を尋ね、先生が「私は人の師となる器でない」とたつてことわると、門外に二日を佇んで其の許を待ち、遂に門人となつた。と東遊記に書いてある。

兩と分と文

兩、分、文の制度は中々複雑であるが、先づ金の壹兩小判は銀壹分判四枚に當り、銀壹朱判十六枚に當り、銅錢即ち寛永通寶六千枚乃至八千枚が一兩に相當したやうである。

補充例話

正直なサンデー——極く寒い冬の夕方、二人の紳士がエディンバラの旅館の入口に立つてゐると、其處へ色の蒼ざめた疲せ衰へた顔つきをした一人の少年がやつて來た。見ると身には襪を履ひ、足は徒跣のまゝで、寒さのために赤くなつてゐる。少年は紳士に向つて、

「旦那どうぞマツチを買つて下さい。」

「いやおれはそんなものは要らない。」

「一箱四錢にしておきますから、どうか買つて下さい。」

「だつておれは今一箱も要らないぢやないか。」

「まあ、そんなことをいはないで買つて下さい。二箱四錢に買いますから。」

としきりにねだるので、紳士は

「それぢや一箱買つてやる。」

といつて錢入を見たが、生憎小さい錢がなかつたから、

「今細かいものがない。明日の朝來い、屹度買つてやるから。」

といった。少年は猶もれだつて、

「それぢや私は走つて釣銭を取つて来ます。今買つてくだらないと、私共は夕飯を買つて食べることが出来ないんです。」
といった。それで紳士は五十錢銀貨を渡した。少年は之を受け取つて向へ走つていった。

紳士は暫く待つて居つたが少年は歸つて来ない。紳士はこれや一ぱい喰はされた、しまつたことをしたと思つたが、しかし又彼の少年の顔には何處となしに正直な所があつたから、どうしたのかしらんと思ひながら、旅館の中へ入つてしまつた。夜になつてから旅館の給仕が紳士の室に来て、

「一人の子供があなたに御目にかかりたいといつて来てぬます。」
と取り次いだ。

やがて其の少年が入つて来るのを見ると、前の少年ではなくて、其の弟であつた。而して前のよりはもつとひどい醜態をつけて、もつとひどく疲せかけて居る。少年は暫く醜態の中へ手を入れて頼りと何か捜してゐたが、やがて紳士に向ひ、

「あなたはサンデーからマツチを買つたお客ですか。」

「あゝさうだ。」

「それぢや、ここにお釣十六錢だけ置きます。あとはお返しすることが出来ません。サンデーはあれは怪我をしました。馬車にしかれて、帽子もマツチもお釣も、皆何處かへ飛んでしまひました。脚は兩方ながら折られてしまひました。非常に非常に苦んでぬます。お醫者様は命が助からないといつてぬます。サンデーはあなたにこれだけしかお返しすることができませぬから、どうかこれで許して下さい。といつてぬました。」

といひながら、少年は啜泣きに、つひに大聲に泣いて其處へ倒れた。紳士は大層あはれに思つて、其の兒を慰め、飯を食はせてやり、それから兄のサンデーを見舞つてやらうといつて、其の兒と共に出かけた。

往つて見ると、此の二人の兒は暖しい大酒飲の繼母と共に住んで居るので、本當の父も母も死んでぬないのであつた。憐なサンデーは飽屑の中にころがつてゐたが、紳士を見ると、直ぐ悲しい聲をして、

「旦那さん誠にすみませぬ。お錢を細かくして歸る途中で、馬車にしかれて兩方の脚が折れてしまひました。ルウビーよ、可愛いルウビーよ、僕はもう死ぬるよ。僕が死んだら誰がお前を世話してくれるだらうかね。僕がそれが心配でそれが心配でまたらないです。」

と刻一刻に死が近いて来る斷末甃の苦しい中からも弟の身の上を心配してゐた。

紳士は其の哀れさに胸も引き裂けるやうであつた。つゞとサンデーの側に寄り、其の手を握つて、

「サンデーよ、心配するな。これから私がルウビーを引うけて世話してやるから。お前は安心して早く其の怪我を直すかよ。」

といつて慰めてやつた。

紳士の言葉がよく分つたと見えて、サンデーは勉めてお禮を言はうとする様子であつたが、もういふことができない。見てゐるうちに目の光が消えて遂に永き眠に入つてしまつた。

あゝ、此の哀れなサンデーは、今死ぬといふ時になつても、返せるだけの釣銭を返さうとした正直な行と、其の小さい弟の身の上を心配した愛の心とは實に貴いものである。醜態の中に短い命を包んで、やがて飽屑の中で死んだけれども、其の貴い清らかな心は古來の聖賢の心と少しも變らないのである。(少年鑑)

訓話資料

前學年との連絡

此の徳に對しては尋常一年第二十「自分の物と人の物」に於て、清吉が母と共に公園に行かうとした時、鉛筆を拾ふと、向ふから落した子供が探しながらやつて来たので返してやつた事から、
一、自分の物と人の物の別を辨ふべき事、

- 二、人の物は之を取り又はことわりなしに使用すべからざる事、
 - 三、物を拾つた時は直ちに持主に返すべき事、
 - 四、若し持主が明かでない時は父母又は教師に出して指圖を受くべき事、
 - 五、人に對して妄りに物を求めない事、
 - 六、物を貰つたら必ず父母又は教師に告ぐべき事、
 - 七、自分の物を與へようとする時は父母又は教師の許を受くべき事、
 - 八、妄りに物を貸し借りしてはならない事、
 - 九、妄りに物を交換してはならない事、
 - 一〇、借りた物は速かに返すべき事、
 - 一一、他人の田畑庭園などに入つて花木を折り、果實を取りなどするは悪い事、
 - 一二、物を落さないやう注意すべき事、
- を教へてゐるが、大體に於て實踐指導事項はこれ以外に出る事はない。唯本學年に於てはこれに、**法的倫理的の基礎を與へる事が主なる任務となるのである。**

自分の物と他人の物

人の物は毛筋程でも取らないといふのは心の底から正直な人のする事であり、自分の物は少し

も失ふまいとするのは注意深い人の持つて居る徳で、而してこれは共に公正の徳である。馬子は實に正直の心の深い人であつた。然るに馬子が彼の飛脚が出した謝禮を受けるのは決して悪い事でない。正當な權利として受け得る權利があるのである。その權利をも抛棄して正當な權利に屬する謝禮をも受けなかつたといふのは、彼は誠に清廉潔白な人である事を現はしてゐるのである。此の場合は謝禮を受けるも可、受けざるも可である事は深くのみこませたいものである。

然らば彼は其の二百兩を私藏してしまつたら如何、盜賊といふ悪い行になつたのである。然るに人の家に押込んで盜賊する事の悪いのは何人も知る所であるが、其の物盜みに當る事が、毎日のする事にあるをも知らないか、又氣が附かないか、然らずんば何とも思はぬ人のある事はこれは日本人の一の缺點である。

其の第一の惡徳は一寸自分の鉛筆でもなくなると、すぐに他人の物を借りる事である。借りるも其の人に譯をいふでなくて無斷に使ふ事である。草履がないので隣の人のを使ふのも同じ事で、この一寸がやがては大なる惡事の基礎となる事は十分に例をあげて訓諭し、日常の訓練と相連絡して其實行を督勵せねばならないが、根本的に教師に存するこの癖も確かに矯正せねばならない事である。

作法資料

物品貸借上の心得

- (一) 物品は已むを得ざる場合の外はなるべく借用せざること。(文部省著小學校作法教授要項)
- (二) 物品を借る場合には返却の期限を定めて懇に請ふこと。
- (三) 物品の貸附を請はれたときは、差支なき限りは快くこれに應ずること。
- (四) 借用の物品は轉貸せざること。(文部省著小學校作法教授要項)
- (五) 貸借の場合は必ず其の品を檢めて授受すべきこと。(同上)
- (六) 借用の物品は特に丁寧に之を取扱ひ、用済の後には速かに返戻し、厚く謝意を表すること。(同上)
- (七) 借用した物品を汚損した場合は細かに其の旨を述べて謝し、物によつては補修して返し、或は相當の代價または他の物品を以て償ふべきこと。
- (八) 貸附した物品を汚損して返すことありとも、可成寛大に處すべきこと。
- (九) 返却期に至るもなほ返すことの出来ない場合には其の旨を述べて猶豫を請ふこと。

教授の實際

區分 (三時間)

第一時 例話を話す。

第二時 教科書及び訓話を授く。

第三時 實踐上の指導。作法教授。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖。

教法

(甲) 一般の方針

一、本例話に於ては

- 1、馬子が飛脚の忘れた大金を遠き道をも事ともせず、態々飛脚の泊つてゐる宿屋に行つてそれを返せしこと。(正直)
 - 2、飛脚は自分の命にかゝはる大金とて非常に喜び、涙を流して感謝せしこと。(感謝)
 - 3、馬子が飛脚のすゝめる禮金を固く辭して受けず、只止むを得ざる所からして、賃金としてその僅かを受け、宿の人たちと楽しく飲食して歸りしこと。(清廉)
- の點につき切實に説くを以て其の主眼とする。

二、訓話に於ては

- 1、自分の物と人の物とは之を明瞭に區別すること。

- 2、人のものはどんな細末なものでも我が有にせざることを。
 - 3、報勞金に對する心得。
- 等につき論ずを以てその主眼とする。

三、クラインといふ人の著はした「所有の心理學」によると、物に對する所有欲及びその自他の區別は幼い時から之れあるといふ。併しこれは人の言でなく我が子についてみてもさう認められる。故に尋三位になれば、物に對する欲も相應に發達し、また區別も明かであることは疑がない。併し只其處に缺けてゐるのは倫理的觀念の缺如といふことである。例へば今校庭で鉛筆を一本拾つたとせば、その拾上げるとき、これは自分の物でなく、人の物であるといふ意識も同時に頭の中に閃いて居る。併し之を我が有とすることによつて、道徳上どれだけの咎めがあり、またどれだけの責めがあるといふことは意識してゐない。人が見ないから、誰も知らないからといふよりも、落ちてゐるものは、當然拾つた人の所有であるといふやうな單純な考からして、平氣で我が有として使用するのである。故に私共はそこに道徳上の制裁の存することを覺らしめたなら彼等は自ら正直を守り、清廉に生きて行くと思ふ。かういふ意味からして本課は多少知的に流れてもよい、そのあたりの啓培に向つて努力することが教授の生命かと思ふ。

四、それから又之も知的に傾くかも知れないが、馬子の話を通して報勞金に對し法的倫理の觀念をも平易に與へてやる。即ち拾つた物を返したることによつて落した主から喜びの表現としてどれだけの報勞金をよこしたなら、それは受取つて差支ない。遺失物に關する法規にも物件の返還を受けたときは、その價格の百分の五より少からず、二十より多からざる報勞金を拾得者に給せよとあるから、此の附與された權利は敢て棄てるに及ばぬ。しかし取らなくてもよい。取らぬとすればそれは益々自分の清廉を立てることになる。といふ旨を言つて聞かせる。之も本課の教授に於て忘れてはならない點だと思ふ。

五、それから今一つ飛脚の事實に關連して物を遺失するといふことも、道徳上の責めあることを意識させる。拾ふといふことは、落すといふことがあるからである。故に之につき教訓することは寧ろ根本であるまいか。

六、本例話は誠に例話としての價值に富む例話であるけれども、どつちかといへば尋三といふ子供に對しては多少隔つてゐるといふ感じがする。だから所は外國であるけれども、最も適切なものを一つ補充して置いたから、時間の許す下に於て可成話してやることにしたい。

七、人の話又自分の觀察等から總合して見るに、近時少年の犯罪者がだん／＼ふえて來るやうに思はれる。此の原因については餘程研究をしなければならぬが、之が矯正については、何といつても道徳の啓發が根本である。此の點に於て本徳目の如きは、時代的に大切な徳目である。

かくの如き意味に於て、私共は十分に重きを置き、できるだけ真剣で授けて行く。そしてどうかして古賢者の言つた「以て取るべし以て取るべし勿れ、取れば廉を破る」といふあの信條に常に活かさせたいと思ふ。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を授く。

一、學習動機の惹起

尋一に於て授けた「自分の物と人の物」との内容と交渉して、

諸子は何か拾つたときにはどうするか○それは何故か○もし人が何か忘れていつたときはそれをどうするか○それは何故か。

といふやうに問答し、それから

「今日は自分の物と人の物との區別をよく辨へて、人の忘れ物をわざ／＼もつていつてかへしてやつたといふ、その正直な人について話す。」

といふ旨を告げて、そこに學習心を喚び起し、それから本教材にはいつて行く。

二、例話を話す

(一) 加賀の飛脚と忘れ物。

(二) 馬子、飛脚の忘れ物を返す。

馬子の正直 (三) 飛脚の感謝と謝禮。

(四) 馬子の清廉。

(五) 馬子と近江聖人。

以上は本書に於ける例話資料を参照し、適切に活寫する。

〔注意〕

1、本例話に於て、馬子の正直な點を力説するは勿論だが、飛脚のいたす謝禮金を斷乎として受けないといふ、その清廉な點を十分力説する。身に褌褌を纏ふも、内に黄金の心を包んでゐる其の立派な人格に共鳴させる。

2、また馬子が中江藤樹の教をよく守り堅き信念に生きてゐる點をも知らしめ、彼等も之にならふやう諭す。

三、整理

以上授けた所を其の要點につき問答して、馬子の正直な行爲に對し一層深く感動させ、自分もかくあらうといふ心を喚び起す。

第二時

▽復習——教科書を授く——訓話を行ふ。

一、復習

第二十二 自分の物と人の物

次の如く問答して、それから教科書にはいつて行く。

馬子が馬の鞍の下から何を見附けたか○その財布をどうしたか○そこで飛脚はどうしたか○馬子がどうしてそのお禮の金をとらないのでせう○飛脚がすゝめてやまない所から、しまひにはどうしたか○馬子につき感心な點はどこだらう。

二、教科書を授く

教科書取扱の方法・順序は前記に準ずる。但し讀んで行く内、特に注意すべき點は次の如くである。

「家にかへつて馬のくらをおろすと、金がたくさんにはいつてゐるさいふが出ました」——これが本能と理知とが相戦ふ所である。「こんな場合には諸子はどうするか。馬子はどうしたか」といふ風に問答して、馬子が本能生活に打勝つて清き理知の生活を營んだことを想起させる。「これはさきにしたひきやくのわすれたものにながひないと思つて」——こゝでは馬子の眼は黄金の光に眩む所なく、躊躇なく飛脚のものと斷定して、猶豫なく持つて行かうとするその立派な心根をよく味はさせる。

「ひきやくにあひ、くはしくたづねた上でそのさいふをわたしました」——こゝでは忘れ物を渡すときにはその渡す前に其の物につき詳細に尋ねて眞否を確かめた後に渡すべきことをよく承

知させる。

「ひきやくは大そう喜んで」——飛脚の忘れた金は飛脚の命にかゝはる公金で、之が今無事に戻つたとせば其の喜びや蓋し驕馬も止めることは出来まい。十分想像させる。

「お禮のしるしにと金を出しました」——こゝで謝禮することが適當かどうか。また之をとるか否かにつき、十分考察させる。而して甲に對しては謝禮することは正當で、乙に對しては、取も可、取らぬ可。取らぬとせば益々其の人の清廉潔白を現はす所以であることを知らしめる。「あなたの物をあなたが受け取るのに、何でお禮などといふことがありませうといつて中々うけ取りませんでした。」——この尊い馬子の潔白な清廉な心をよく感味させる。

三、訓話を行ふ

以上の授けた所に基いて、

- 1、自分の物と人の物とは之を明瞭に區別すること。
- 2、人のものはどんな細末なものでも我が有にせざること。
- 3、報勞金に對する心得。

(イ) 遺失者は謝意の表現として適當な範圍で報勞金を贈ること。

(ロ) 拾得者はそれを貰ひ受けてよいこと。併し受けざるも差支なく、寧ろそれは清廉の行爲

たること。

4、誰でも自分の物は、落し又は忘れぬやうに十分注意すること。
の意味を平易に且つ適切に話す。

〔注意〕

- 1、以上を話す際、本書に於ける、訓話資料を是非参照する。また備考部に於ける遺失物法をも参照する。
- 2、訓話の際には自他の所有物に關する道德的意味を明かにし、廉潔な精神を啓發することに努める。

第三時

▽實踐上の指導を行ふ——作法につき授く。

一、實踐上の指導

諸子は何か物を拾つたときにはどうするか○學校で拾つたときには○往來で拾つたときには○人が物を忘れていつたときには○人の物を無斷で使ふことは善いか悪いか○必要があつて人の物を使ふ場合にはどうするか。……の如く問答して、それから兒童の經驗、教師の經驗等を語らしめまた語つて、批判しまた批評させて、實踐上の指導を行ふ。指導すべき豫定事項は次の如くである。

(甲)學校方面

- (1)鉛筆を拾つた場合。
- (2)錢を拾つた場合。
- (3)鉄・小刀等を拾つた場合。
- (4)帽子が忘れてある場合。
- (5)カバンが忘れてある場合……等。

〔注意〕

各場合につき「何故にさうするか」を考察させ、そこに道德の存することを理解させる。

(乙)社會方面

- (1)途上で錢を拾つた場合。
- (2)ハンカチ等を拾つた場合。
- (3)櫛・簪の類を拾つた場合……等。

(丙)家庭方面

- (1)朋友が書物・玩具・其の他の物を忘れていつた場合。
- (2)客人其の他の人が物を忘れていつたとき。
- (3)家の庭などで錢を拾つた場合……等。

〔注意〕

此の際遺失物等に關する法規につき、彼等の理解に順みて平易に説き、法的生活の一端を啓いて置く。(備考部参照)

二、作法を授く

(内容は本書に於ける作法資料による)

備考

遺失物法(明治三十二年三月二十四日法律第八十七號)

第二十二 自分の物と人の物

第一條 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタルモノハ速カニ遺失者又ハ所有者其ノ他物權回復ノ請求權ヲ有スルモノニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察官署ニ之ヲ差出スベシ但シ法定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限リニアラズ

物件ヲ警察官署ニ差出シタルトキハ警察官署ハ物件ノ返還ヲ受ク可キ者ニ之ヲ返還スベシ若シ返還ヲ受クベキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲スベシ

第四條 物件ノ返還ヲ受クル者ハ物件ノ價格百分ノ五ヨリ少ナカラズ二十ヨリ多カラサル報勞金ヲ拾得者ニ給スベシ但シ國庫其ノ他公ノ法人ハ報勞金ヲ請求スルコトヲ得ス

第七條 拾得者ハ豫メ申告シテ拾得物ニ關スル一切ノ權利ヲ拋棄シ義務ヲ免ルルコトヲ得

第十條 管守者アル船車建築物其ノ他公衆ノ通行ヲ禁ジタル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタルモノハ其ノ物件管守者ニ交付スベシ

前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者ヲ以テ拾得者トス自己ノ管守スル場合ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者亦同シ
第十一條 犯罪者ノ匿去リタルモノト認ムル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ警察官署ニ差出スベシ(第二項以下ハ省略ス)

第十三條 埋藏物ニ關シテハ第十條ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス

學術技藝若ハ考古ノ資料ニ供スベキ埋藏物ニシテ其ノ所有者知レザルトキハ其ノ所有權ハ國庫ニ歸屬ス此ノ場合ニ於テハ國庫ハ埋藏物ノ發見者及埋藏物ヲ發見シタル土地ノ所有者ニ通知シ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ給スベシ

埋藏物ノ發見者ト埋藏物ヲ發見シタル土地ノ所有者ト異レトキハ前項ノ金額ハ折半シテ之ヲ給スベシ
本條ノ金額ニ不服アル者ハ第二項ノ通知ノ日ヨリ六箇月内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十四條 本法及民法第二百四十四條第二百四十一條ノ規定ニ依リ物件ノ所有權ヲ取得シタル者取得ノ日ヨリ六箇月内ニ物件ヲ警察官署ヨリ引取ラザルトキハ所有權ヲ喪失ス

第十五條 本法ノ規定ニ依リ警察官署ニ保管スル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス

刑法

第二百四十四條 遺失物漂流物其ノ他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

民法

第二百四十條 遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲シタル後一年内ニ其ノ所有者ノ知レザルトキハ拾得者其ノ所有權ヲ取得ス

第二百四十一條 埋藏物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲シタル後六箇月内ニ其所有者ノ知レザルトキハ發見者其所有權ヲ取得ス但他人ノ物ノ中ニ於テ發見シタル埋藏物ハ發見者及ビ其ノ物ノ所有者折半シテ其ノ所有權ヲ取得ス

第二十三 共同

教授の要旨

すべて社會生活に於ては共同一致して事を爲す事が必要であるが、殊に何か事をなす場合に於ては必ず萬人が小異を棄て、大同に就かなければならないが、この性質はともすると日本人には缺けてゐるものである。本課は此の心を養ふのが主眼である。

教材の研究

例話の資料

毛利元就・隆元・元春・隆景

毛利氏の先は大江氏に出てゐる。即ち匡房、廣元は其の祖先の一人なのである。廣元の子季光始めて毛利氏を稱し、孫時親に至つて始めて吉田にゐた。元就は明應六年三月十四日(二一五七年)を以て生れた。始めは尼子氏に屬したが後大内氏に屬し、時に尼子氏の軍を敗つたので藝備の諸將も大内氏に屬する様になつた。然るに天文二十年(二二一年)陶晴賢が其の君大内義隆を弑し大友義鎮の弟晴英を立てた。元就は義兵を擧げんとしたが力及ばず、權に大内氏に屬してゐたが、二十二年石見の吉見正頼大内に反するに及び兵を以て之を助け、二十三年より翌弘治元年に至るまで戦つたが、弘治元年十月一日之を嚴島に破つて遂に殺した。かくして防長備藝を平定し、後奈良天皇崩御し正親町天皇踐祚されたが海内騷然として即位禮を行ふを得ざるを見、殺數千石を獻じて其の資とし奉つたので大膳大夫に任ぜられ、陸奥守を兼ね、從四位上に叙せられた。尼子氏と戦つて之を破つたが、遂に元龜二年(二三二年)年七十五を以て薨じた。翌年從三位に叙せられたが、明治四十一年更に正一位を贈られた。

元就に九子ある。隆元・元春・隆景・元秋・元俱・元康・元清・元政・秀包の九子あるが、隆元は長子である。大永三年を以て生れ、天文六年大内氏に質として山口に至り、やがて歸りては専ら元就を助け、天文十六年に至つては元就の後を繼ぎ、陶晴賢討伐にも功があり、元春は山陰を攻伐し、隆景は備後に居つて山陽を鎮めたのに對し、隆元は専ら元就の左右にあつて機略に與つてゐたが、



毛利元就卿

西國の方を經略してゐる中、元就が尼子氏を討つてゐる事を聞き、之を援けんとして吉田を過ぎて山陰に行かんとしたが途中で暴かに死んだ。時永祿六年八月四日で年四十一である。これより先永祿五年には從四位下に叙せられた。(教科書には從五位上とあるが、長周叢書毛利隆元卿傳には從四位下とある。吉田松陰、山縣周南の二人共從四位下としてあるから暫くこれに從つた。)

元春は元就の第二子で從兄吉川興經に養はれた。吉川家は實に藤原武智麻呂から出て居る。よく元就及び隆元を助け、戦あれば隆景と共に先鋒となつたので世に兩川といつた。隆元歿するや輝元を助け、戦闘攻伐の間に在つて太平記を筆寫する等の風流があつた。秀吉と戦ひやがて秀吉

天下を平定し、島津氏を撃たんとするや、不平快々の裏強ひて先鋒とせられたが、昔に出た痘の爲に小倉の陣中で歿した。時に天正十四年十一月年五十七。攻城野戰都て七十六回其の中全勝六十四、餘も亦敗を取らないといふ勇將であつた。從四位下に叙せられ駿河守と稱した。

隆景は三子である。土肥實平の後の小早川家を繼いだ。年十三にして大内氏の質となつたが、歸つて「君は驕り臣は離れてゐる。大内氏は必ず亡びるだらう」といつた。後に秀吉と和し、更に秀吉が織田信長の急に赴くや、元春以下の議を斥け、和議の盟を重んじ、秀吉は知略超邁英氣世を蓋つてゐる。必ず天下を平定するだらうと見抜いたのも彼で、以て其の武勇一遍の人たらず識見のある人である事が知れる。後秀吉に屬し東西の戰に従ひて功を建て、朝鮮征伐に當りては彼の李如松を碧蹄館に破つて全軍の危機を助けた。後五大老の一人となつたが慶長二年(二二五七年)を以て歿した、年六十三、從三位に叙し、權中納言に任ぜられた。明治四十一年には隆元、元春、隆景の三人に正三位を贈位された。

輝元は隆元の長子である。天文二年(二一九三年)を以て生れた。隆元の後を繼いたが、後關ヶ原の役石田三成に擁せられて西軍の盟主となつたので、七國を削られて防長二國とされた。これより薙髮して幻庵宗瑞といつたが、寛永二年四月二十七日(二二八五年)を以て歿した。年七十二、常に戰々競々として國政をとり、晩年に於ては殊に元就の遺誡を守つた。

(以上長周叢書、洞春公略譜、毛利隆元卿傳、吉川元春卿傳、小早川隆景卿傳、天樹公略譜による。)

三子の和

上記の如く元春、隆景の二人は他家を繼いたが、元就の憂へたのは三子が後には分立反目して仲悪くならないかといふ事であつた。で常に三人に向ひ

「彼の詩經に棣の花(庭櫻)が大變に美しいやうに、兄弟も亦棣の花の如く相共同して力を戮せ、何事をするにもよく相談して國を持つて行くべきものぞ。それをもし一寸でも仲違ひなどの事があつたら、この毛利の家は忽ち支離滅裂となつてしまふであらう。又いろ／＼な遊び事によつてはならぬぞ。」

と教へたが、尙心に掛け弘治三年(二二一七年)——陶晴賢を嚴島に破つた翌々年十一月教訓の書を作つて三子に與へた。それは別記の如くであるが、要するに

「三人は共に毛利の家を重んじて後の絶えんやう、あだをろそかに思つてはならない。若し三人の間に少しでもへだての心があつたら忽ち毛利の家は全體亡びてしまふであらう。故に隆元は元春・隆景のする事が氣に入らなくとも、親が子の我儘を勘辨してやる心で勤忍するがよいし、元春・隆景は隆元のする事で氣に入らぬ事があるとも、父に代る兄の事だからとよく順つて

其のいひつけを守らなければならない。そして共に力になり合つて世を送つたら毛利の家は末代までも榮えるであらう。

といふ事である。又特別に隆元に一書を與へて「かの訓誡書をば此の上なき守として、家の無事長久を圖るがよい」といつた。で隆元、元春、隆景の三人は連署して請書を認めて元就に納め、「三人共同一致し、其の間にわけたではないやうにして、父上の御教を守ります。」と誓つた。

斯くして三人は互に相睦み、隆元の死んだ後は、其の子輝元を助け、元春は武略を以て、隆景は知謀と識見を以て一心に毛利の家に盡したので、早く秀吉と妥協して家の安泰を圖り、二人の存命中は毛利家は中國筋九ヶ國の大名として世に雄飛するやうになり、以て毛利家の家連長久の基礎を固めるやうになつた。

隆元

元春 進之候

隆景

尙々忘申候事は、重而可申候。又此狀字など落候て、てにはちがひ候事もあるべく候。御推量めさるべく候

三人心持之事、今度彌可然被申談候。千秋萬歲大慶此事

一 幾度申候ても、毛利と申名字之儀涯分末代までもすたり候はぬやうに、御心かけ御心遣肝心までにて候

一 元春隆景之事、他名之家を被續候。雖然是者誠のとうざの物にてこそ候へ、毛利之二字あだおろかにも思召御忘却候ては、一圓無曲事候。中々申もをろかにて候

一 雖申事舊候彌以申候、三人之半少にても、かけこへだても候は、たゞ三人御滅亡と可被思召候、餘之者には取分可替候、我等子孫と申候はん事は、別而諸人のにくまれを可蒙候間、あとさきにてこそ候へ、一人も人はもらし候まじく候、縦又か、はり候ても、名をうしなひ候て、一人二人か、はり候ては、何の用にすべく候哉、不能申候

一 隆元之事者、隆景元春をちからにして、内外様共に可被申付候、於然者何之子細あるべく候や、又隆景元春事者、當家だに堅固に候は、以其力一家中々々は如存分可被申付候、唯今いかに我々が家中々々如存分申付候と被存候共、當家よはく成行候ば、人の心持可相替候條、兩人におゐても御心もち肝要候

一 此間も如申候、元春隆景ちかひの事候共、隆元ひとへに以親氣毎度かんにあるべく候、又隆元ちかひの事候共、兩人之事は御したがひ候はで不叶順儀候、兩人之御事は、爰元に御入候者、まことに福原桂などうへしたにて、何と成とも隆元下知に御したがひ候

はで叶間じく候間、唯今如此候とても、たゞ内心には、此御ひつそくたるべく候く、
一孫之代までも、此しめしこそあらまほしく候、さりとは三人一代つゞの事は、はたと此御心
持候はでは、名利之二つ可被失候く、

妙玖ゑの、みなくの御とぶらひも御届も、是にしくまじく候く、

一王龍之事、是又王もし所之儀、我々ふびんに存候條、三人共にひとへにひとへに此御心持にて、

一代之間は三人同前之御存分ならでは、於三元就無曲恨み可申候く、

一唯今蟲けらのやうなる子ども候、かやうの者、もしく此内かしらまたく成人候するは、心も
ちなどかたの如くにも候するをば、れんみん候て、何方之遠擧たとも可被置候、又ひやう
ろく無力者たるべきは、治定之事候間、さ様の者をば、何とやうに被申付候共、はからひに
て候く、

何共不存候く、今日までの心持速に此分候、三人と五人之事は、少もわるく御入候者、我々
にたいし候ての御不幸迄候く、更無別候く、

一我等事、存知之外人を多うしない候之條、此因果候はで叶まじく候と、内々せうしにて候、然
間かたがたの御事、此段御つゝしみ肝要候く、元就一世之内に報候へば不及申候
一元就事二十五年、奥元にはなれ申、至當年二十今迄四十餘ヶ年、其内大浪小浪洞に、他家之

弓矢いばかり轉變に候哉、然處元就一人すべりぬけ候て、如此之儀不思議不能申候身なが
ら、吾等事けな氣者、とうほ手ものにて、智恵才覺人に越候者にて、又正直正路者にてす
ぐれ、神佛の御まぼりあるべき者にて、何之條にてもなく候處に、かやうにすべりぬけ候事、
何之段にて候共、更身ながら不_レ及_二推量_一候く、然間はや_レ心安、ちと今生のらくをも仕、
心静に後生のねがひをも仕度候へ共、其段も先ならず候て不_レ及_二申候_一、

一我等十一之年、土居に候つるに、井上古河内守所へ客僧一人來候て、念佛之大事を受候とて催
候、然間大方殿御出候而御保候、我等も同前に十一歳にて傳受候而、是と當年之今に至まで、
毎朝多分呪候、此儀は朝日おがみ申候て、念佛十篇づゝとなへ候ば、後生之儀者不_レ及_二申_一、今
生祈禱此事たるべきよし受候つる、又我々故實に今生のねがひをも御日え申候、もしもしかや
うの事、一身之守と成候やとあまりの事に思ひ候、左候間、御三人之事も、毎朝是を御行候へ
かすと存候く、日月いづれも同前たるべく候哉く、

一我等事、不思議に嚴島を大切に存る心底にて、年月信仰申候、さ候間、初度に折敷はたにて合
戦の時も、既はや合戦に及候時、自嚴島石田六郎左衛門御久米卷敷を捧げ來候條、さては神
變と存知、合戦彌すゝめ候て勝利候、其後嚴島要害爲_二普請_一、我等罷渡候處に、存外なる敵舟三
艘與風來候て、及_二合戦_一數多_二討捕_一、頭要害之麓にならべおき候、其時我等存當候、さては於當

島彌可_レ得_ニ太利_一奇瑞にて候哉、元就罷渡候時、如_レ此之仕合共候間、大明神御加護も候と、心中安堵候つ、然間嚴島を皆々御信仰肝要本望たるべく候

一連々申度事由候、今度之次に申にて候_レ、是より外に我々腹中何にても候へ、候はず候、ただ是まで候_レ、次ながら申候て、本望只此事候_レ、目出度候_レ、恐々謹言

雷月二十五日

元 就 御判

隆元

隆景 進之候

元春

訓話資料

一、共同

「片手で錐がもめぬ」といふ諺がある如く、すべて物は共同しなければ出来ぬものである。一人の手で持つ事の出来ぬものも四五人十人の力では樂々と持上げる事が出来るし、一人の手で廻す事の出来ぬ木でも幾人かの輪で以つて廻す事が出来る。而して共同は一面に於て人が寛大である事を要求する。即ちみだりに他人の缺點とかをあげる事なく、少々考の異つた所は寛恕して全體が力を合せるやうにしなければならぬ。「あ、言つたから僕は仲間外れをする」といつて外れるやうな事では決して出来るものでない。

共同は斯く力となるものであるから、善い事をする時はこの力で其の事が調子よく進むが、若し悪い事に共同したら同様に大へんな事になる。弱い者いぢめを多勢がするとか、多勢をたのんで他人の畑を荒すとかそんな事を大勢がやると其の害も亦甚だしくなる。故に人はよく事のよいか悪いかを十分考へ、若し悪い事なら決して共同一致してはならない。その事のよいか悪いかはすべての人は一寸考へたらすぐ分る事である。

二、兄弟

すべて人は共同して事をせねばならないが、殊に兄弟は仲好くして共同しなければならぬ。「兄弟は兩手の如し」の諺の如く一つの本から分れたものである。故に兄は弟を愛し、弟は兄を敬つて仲よくして行かなければならない。毛利の三兄弟は互に助け合つたから家は榮えた。すべて兄弟の相助ける家は必ず榮えるものである。人は親の次の親しいものは兄弟である事をばよくよく辨へなければならぬ。

教授の實際

區分 (二時間)

第二十三 共同

第一時 例話及び教科書を授く。

第二時 訓話及び實踐上の指導を行ふ。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖 細い竹の棒三四本。

教法

(甲) 一般的方針

一、本例話に於ては毛利元就の三子が父の教訓をよく守つて、始終心を一にしていつたため、毛利氏の家運はそこに長久の基礎を固めることが出来たことを説き、之を通して共同一致の精神を養ふを以てその主眼とする。

二、人は本來的に社會的の生活から離れて自分獨自に生活を營むことは出来ない。強ひて孤立しようと思つて自己の生存を危くする。而して此の社會生活を營む上に於て最も大切な要件は所謂共同である。人々が共同することによつて、社會は進歩し、社會の福祉を増すことが出来、同時に個人の幸福と安全とを招致することが出来るのである。即ちかうした原理に基いて、社會のそれ／＼の方面に於て、諸種の共同が行はれて居るのである。故に共同といふ徳は私共が社會的生活を營む上に最も大切な徳たることを十分認識させようとして適切に説くといふこ

とが大切な點である。

三、共同生活を行ふには四つばかりの必要な條件がある。自治・同情・寛大・守約である。即ち自ら治めることの出来ないものは他と共同することは出来ない。思ひやりの心のないものは、自分の利益のみ圖つて、他人の迷惑を顧みない。従つて協同することが出来ない。心の狭いものは些細な事にも争論し、衝突するから逆も衆と事を共にすることが出来ない。規約を守らないものは勿論一致を破り、共同することの出来ないことは明かである。故に共同につき授けるときには、是等の要件にもふれて可能の範圍に於て適當に諭すことも必要と考へて居る。

四、屢々言つた如くに、道徳は單に其の内容を知つただけでは駄目である。之をば日々實生活の上に現實していかねなければならぬ。故に本徳目に於ても、之が内容を知らしめると共に、日々の生活の上に實現して行くやうに特に指導して行かなければならぬ。道徳教授の徹底といふことは記憶させることではなく、體得させることである。之には實現すべき境地に自分を投入して、自分で實現して見なければならぬ。さうして自分で

- 1、こんな場合には寛大でなければならぬ。
- 2、こんな場合には規約を破つてはならない。
- 3、めい／＼が自分の責任を重じなければならぬ。

4、共同の内にも分業がある。分業は全體の分業である。各自の自由勝手の分業でない。

5、共同の全體的結果と個人的結果との直観。
といふやうな點を觀たとき覺つた時、そこに共同の真相を體得したのである。指導の眞の呼吸はそのあたりにあるからよく考へてやらなければならない。

五、本課の共同は一家の基礎を固め、家運の長久を圖るには、兄弟互が一本になつて一家の經營に盡さなければならないといふ上に於て論ずることになつてゐるが、子供の生活の實際からいへば、その實踐は寧ろ將來に屬して居る。併し子供の現在生活に於て共同すべき場合が家庭に於ても、また學校に於ても多くある。特に學校といふ社會に於ては多くの場合がある。故に本例話を授けたら、これから得た精神を直接の生活即ち現在の生活に應用させなければならない。換言せば捉へた精神を更に現生活の上に擴げて行くといふことが、本課の教授に於てまた注意すべき點に屬する。

以上述べた所に注意し、有效に取扱ふ所ありたい。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を授く——教科書を授く。

一、學習動機の惹起

先づ竹の棒を示し、

これは何か○今これ一本を一人で折るとしたら折ることができると思ふかどうか○二本合せたらどうか○三本合せたら○四本を一つにしたら一人でどうか。

といふやうに問答して、

一本のときは折り易いが數多く合すに従つて折ることが出來ない。これは數が増す毎に強くなるからである。

といふ道理をさとしめ、それから

どうだ人に於て一人の力と二人の力とはいづれがまさるか○二人と三人とは○三人と四人とは。

といふ風に問答して、そこに協同一致の大切なることを認識させ、

「今日は毛利元就といふ人の三人の兄弟がよく父の教を守つて、三人が力を合せ、心を合せて、父の家を守つていつたがため、その家がますます立派になつていつたといふことにつき話す。」

と告げ、それから本例話にはいつて行く。

二、例話を授く

説話要項

- 1、毛利元就及び三子の略傳。
 - 2、元就訓誡の書を作つて三子に與へしこと。
 - 3、また別に一書を作つて長子に與へしこと。
 - 4、三子連署して請書を父に納め、訓誡に背かざるを誓ひしこと。
 - 5、兄弟よく父の訓誡を奉じ、終始心を合せて宗家を助け、毛利家長久の基礎を固めしこと。
- 以上は本書に於ける例話資料を参照して切實に説く。

三、教科書を授く

取扱法は前述に準ずる。但し取扱つて行くうち、元就の教訓の言葉及び三子が其の教訓をよく守つて行つた點は特に注意して授ける。

第二時

▽訓話——實踐上の指導を行ふ。

一、考察

毛利元就は三人の我が子に向つてどういふことをいはれましたか○三人のお子さんはそれに對

してどうしましたか○元就は長男だけに何といはれましたか○元就が我が子に對してかういはれるのはどういふ心でせうか○毛利家がますます榮えていつたのは何かそこにわけがありますか。

二、訓話

以上の問答と交渉して次の要項につき訓話を行ふ。

- 1、共同の必要なこと。
- 2、共同生活を行ふに注意すべき要件。
(イ)同情。 (ロ)寛大。 (ハ)守約……等。
- 3、共同して事をなすは必要であるけれども、悪しき事には必ず加入せざること。

以上の内容は本書に於ける訓話資料を参照し、平易に且徹底的に話す。

三、實踐上の指導

(一)教室掃除の場合に於ける共同につき。

他人の室でなく我が室と思つてなすこと——綺麗にせんと心がけてやること——各自の責任を重んじてなすこと——適當に分業してなすこと——少ない時間に於て綺麗になさうと心がけてやること……等に注意して指導する。次に示す場合も之に準ずる。

- (二) 學校園の手入をなす場合に於ける共同につき。
 - (三) 遊戯を行ふ場合に於ける共同。
 - (四) 其の場合に於ける共同。
- (敵味方に分れて何か競技をやる場合に於ける共同一致をいふ)
- 以上の外何か彼等が共同に行つた行動を自由に發表させ、それに對して適當に批評して、その精神の啓發に努める。

第二十四 近所の人

教授の要旨

兒童は其の本具の精神として社會的本能を有し、自然に隣保團結の精神が存するものである。本課はこの精神を一層深くし、現在に於て近隣の長者を敬ひ友人と相交り、幼者を憐み、將來に於ては互に力とならん精神を振ひ起さんとするのが其の根本精神である。

教材の研究

例話の資料

佐太郎の孝養

佐太郎は享保十八年(二三九三年)を以て相模國足柄下郡足柄村大字町田に生れた。先祖から持ち傳へた田地は三十四石あまりで世々組頭を勤めてゐたが、父彌右衛門の時には全く衰へ、佐太郎が家督となつた頃は僅に二石となつた。佐太郎は之を取返さんと日夜勤勉に働いたので十石餘りとなつた。『けれども尙、畑が少いので、粟稗の類はなく、専ら麥を食ひ、麥粉にして焼餅として朝飯とし、晝と夕とは麥飯と野菜とで食うたが、母に勸める焼餅は麥をよく舂き洗ひ精けて粉とし、それに糯米を加へてやはらかなのに作り、晝と夕の飯は上を除いて中の温かな所をすゝめ、或は麥の中に米を入れて炊いて上げたりした。母は元來麥粉と茶を好んだので何時でも缺かす事なく、日に四度づゝ麥粉と煎じ飴を加へて進めた。かくして漸次富有の身となつたが、母は膝が痛く歩むに苦しいので、家の中を這ひ廻り、専ら圍爐裏に炭を焚き孫とたはむれてゐた。佐太郎は最早可成立派な家に住むやうになつたに拘らず、母の寢間と爐の側には柏栗の木のめぐり三尺ばかりの柱を六本建て、根は五尺程掘入れ、其の上に梁にそへて松の三尺程のまはりのを三つの柱にくさびを打ち、又は竹繩で結びつけ、添へた梁に穴をうがち掘立てた柱に貫き其の上をも又くさびを打つか又竹繩で結へた。同村市兵衛と言ふ人、

「田舎では穀物などを取入れる爲に、ある柱さへ抜いてしまふのにどうしてこんなに太い柱をたてるのですか。」
と聞くと、

「お母さんは若い時小田原の大地震でいたく驚き、地震をば此の上もなく恐れますし、又大風や雷も大そうきらはれ、そんな事があると家の中もよう歩けません。で、柱を太くし澤山建てたら地震でも容易く倒れまいと安心なさるだらうと思つてこんなにしたのです。」

と答へた。日中田畑に出て幾回も来て機嫌を聞き、妻は病氣勝ちなので、夜も何回も起きて面倒見たので、母は、

「佐太郎は毎夜何回も起きて介抱してくれるが、晝の勞もあるだらうからあれだけは止めて貰ひたいものだ。」

といつたといふ事である。

弟の定七は病身なので他家へやらすに分家し小作をさせ、又姉は他家へ嫁入らしたが末とげないで歸つたが、それも懇ろに取扱ひ、中風で死ぬと棺へ釘打つ音を聞いては母が悲しむだらうと思ひ麻縄でくゝり、念佛も家の近くでは口の内で低くいさせた。

近所の人との交り

「孝ハ徳ノハジメ」の格言は佐太郎にとつても丁度當筈の格言であつた。佐太郎の頭の中にあるのは自分の家の復興、母への奉仕のみでなかつた。自分の村の貧しき人々の上にも彼の心はあつた。親に對する暖かな情は近隣の人にも及んだのである。まこと彼は義人であつた。

或年の事である。村端にある家の屋根がぼろ／＼に損じ、雨ももり月影ももるやうな様であるを見、「何故屋根を修繕しないか」と聞くと、中から出た髯ぼう／＼の男が「恥しい事ですが、毎日朝から晩まで一心不亂に働かないと其の日の活計も立ち兼ねますので、生活に追はれて屋根の修繕も出来ませんし、修理に入用な材料も買ふ事が出来ません」といふ。「さうですか。しかしさうしてはいけません。ようございます。私が修理して上げませう」と言ひ残し其の足ですぐ村の富める家を訪れた。かの男を伴ひ一々、

「この人の家の屋根はよく／＼損じましたが、生活に追はれて修理する事も出来ませぬ。どうか藁の少々も恵んで下さいませんか。」

といふと、兼てから佐太郎の慈善に感じてゐる人々は皆快く藁や木を出して呉れ、中には金を貸してやるものすらあつた。で佐太郎は彼の男をして各々の家から藁四五把づゝを貰はせ、自分も出してやつて修理させた。

「もう今日からは月影の入らない、雨のもらない家に住まはれます。これも皆貴方の御蔭何と

御禮申上げてよいか辭がありません。」

とは出来上つた後に發した彼の男の辭であつた。

其の外村内で火事にあつた人があると、自分の家の裏の竹藪を切つて竹を寄贈し、九右衛門といふ人の父が死んだが、葬式に困るのを見て金を貸して營ませるなど、人の急を救うた事は數へ切れない程であつた。更に近所の童女を集めては「いろは手本」を習はせ、八算の事などを教へたので村内の人々は皆大いに喜んだ。(孝義録による)

伊藤仁齋が井戸浚に加はつた話

伊藤仁齋名は維楨、字は源佐仁齋は其の號である。父は長澤屋七郎右衛門と稱し、材木屋を業として居り、仁齋は其の長男である。寛永四年七月二十日(二二八七年)を以て京都堀川に生れた。始めは程朱の學を學んだが、三十七八にしてこれに懽らず新に一派の學を立て、直ちに孔孟の教を研究して真義を究めんとする古學を唱へ出した。斯くして生涯何れの大名にも仕へる事なく、堀川に塾を開いて子弟を教授する事四十年、講ずれば直ちに其の主意を明かにし、間々自分の考を述べ、末義に拘泥する事なく惇々として子弟を教導したので飛驒、佐渡、壹岐の三國の人の來らざるのみ、其の他の諸國の人盡く聲を慕つて門に入り其の數三千人に達してあつたといふ。

先生は孝養の心の篤い人であつた。母の病は三年にわたつたが其の間よく看護し、細川家の聘

をも辭した。其の如何に孝養を盡したかは、母の死亡する時手を合せ「よく孝行してくれました」と禮をいつたので分る。寶永二年(二三六五年)三月十二日年七十九を以て歿した。

先生は性寛厚よく人と相和した。會々先生の町内の人が井戸浚をしようといふので皆出て仕事した。先生も之に加はらうとして行くと、平素先生の人と爲りを慕つてゐる人々は、

「先生、こんな事は先生はなさらんでもよろしうございます。私共が致します。」
といつたが先生は、

「いゝえどうぞ私にも手傳はして下さい。平常皆様と一緒にこの井戸の水を飲んで居りますのに、今井戸浚なのを知らん風をしては心が濟みません。何卒私にも浚はせて下さい。」
といつて、覺束ない手で釣桶を持ち、鍬をとつて手傳つた。

「なんといふえらい方だらう。」

とは工事が終つて先生が一同に挨拶して歸る後姿を見て町民のいつた辭であつた。(先哲叢談及び日本古學派の哲學による)

訓話資料

前學年との連絡

近所の人と親しくすべき事は尋常一年第二十一「近所の人」に於て、或兒の母が病氣で臥てゐた

ので近所の人が辨當を作つて學校へやつてくれた事から次の事を教訓して置いた。

一、人は常に近所の人から世話になつてゐる事。

二、山奥にたつた一軒といふ有様であつたらどんなに淋しい事であらう。

三、近所に吉凶があると互に助け合ふものである。

四、故によく近所の人と相親しみ、かりそめにも近所の人を誹謗してはならない。

此の學年では更に進んで、

五、近所の人互に助け合ふので安樂に暮して行けるのである。

といふ事を教へてゐる。これは社會連帶の觀念の初歩である。而して夫故に近所の人互に助け合ふので安樂に暮される事は容易に理解が出来よう。互に敵視し、何があつても手傳に行きもせねば來もせず、一寸甲の家の子供が泣いたといつてはすぐやかましいと怒鳴りこむ生活はどんなに殺風景な世界であらう。野中の一軒家は又どんなに淋しい生活であらう。「向ひ三軒兩隣り」の諺がある。何處かへ行つたといつては土産を持つて來、餅でも搗いた時は互にやり取りする楽しみも亦如何であらう。「遠い親類よりも近い他人」とは實にうがつた諺である。

六、近所の人親切でなくとも自分は親切を盡さなければならぬ。

これは世の人總てが善人でない以上、當然なければならぬ教訓である。近隣の人の中にも親切にするを好まぬ人があるであらう。斯る人は利己主義的な人であるが、さればとてこちらが又不親切にしてやつたら終りには相互に争ふより外なくなる。故にこちらからは親切にしてやるがよい。それは自分自身が不親切な人とならない爲である。人が不親切であるからとて自分も不親切な人となつてはいけない。又自分の義務としてある近所の人に對する心得を行ひよい人とならんが爲である。斯る經驗は恐らく兒童にもある事だからよく指導してやらなければならぬ。

七、近所の人と共同してする仕事には應分の力を盡さなければならぬ。

これは仁齋先生の話から直ぐ演繹される事である。井浚へ、共同夜警、道普請、町内共同費等種種の事は喜んで力を盡し、分に應じて出金するがよい。

佐太郎を通して見たこの徳の根本となる心情

佐太郎はどうしてこんな近所の人を面倒見かといふ事になると、夫は同情の心に富んだ爲であるとはすぐ出る答である。彼は實に鈴木今右衛門の如く同情の心に富み、而して二宮先生の如く父母に孝を盡し、仕事に勤勉であつた。而してこの母によく仕へる心と、人をあはれむ心は共に同じ心情で其のやさしい心情が親に對しては孝となり、近所の人を恵むに至つたのである。子供はやさしい子供であるならば先づ父母によく仕へなければならぬ。「孝ハ徳ノハジメ」とい

ふ格言のある如く、よく父母に孝である子は必ず年とつて近所の人とよく交はるであらう。この
點もよく既授事項と連絡し、兒童の經驗を内省させて教へなければならぬ。

作法資料

近所の人に対する挨拶

(一) 近所の人、其の他親戚知人に逢つたときは禮をなすべきこと。(文部省著小學校作法教授要項)
単に一禮するか、或は「今日は」「今晚は」「お暑うございます」「お寒うございます」等の言葉
をそへて一禮するかする。

(二) 行逢の禮。

(前出)

凶事などある場合の心得

(一) 近隣に病人又は凶事等のある場合には靜肅にすべきこと。(文部省著小學校作法教授要項)
即ち高聲で談話し、唱歌等を歌はぬこと。また可成遊戯等をもなさぬこと。

(二) 災害の場合には必要に應じ、力に相應して助力をなすこと。(同上)
先づ先方の都合を伺つた上に助力すべきこと。助力をなす場合には先方の差圖に従つてなすこ
と。

(三) 病氣の見舞には病狀によつては病床に臨まざるを可とする。(同上)

傳染病患者なるときは病床に臨まないのを可とする。普通の病症なら家人の指圖に従つて病床
にのぞんでもよい。しかし長座してはならない。

(四) 病人に面會する場合は特に談話舉動を慎むべきこと。(同上)

病床で高笑で談笑し、又は病人の氣に障るやうなことを語つてはならない。

(五) 病氣見舞をうけたときは後に答禮を怠つてはならぬ。(同上)

病氣の見舞を受けたときは、全快の曉は可成自身に訪問して厚く禮を述べなければならない。
之を怠るといふことは禮に背く。

教授の實際

區分 (二時間)

第一時 例話及び教科書を授く。

第二時 訓話をなし、實踐上の指導を行ふ。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖。

教法

(甲) 一般の方針

一、本例話に於ては佐太郎は

1、老母に事へて至孝の人であつたこと。

2、村の貧者や災厄に出遇つた人に對して心から世話せしこと。
の點につき切實に説くを以て要點とする。

二、訓話に於ては、例話を通して

1、近所の人は互に親切を盡し、愛敬を以て交つて行くこと。

2、吉慶あれば互に喜び、災厄あれば互に助け合ふこと。(主として將來の生活に於て)

3、共同してなすべきことには應分の力を致すこと。

の諸點につき論ずるを以て要點とする。

三、本課は社會的生活即ち團體的生活を營む第一歩として、隣保團結の精神を養ふのが其の主眼であるから、教授の中心は終始茲に置かなければならない。而して此の目的を達成するとして、兒童をして現に自分の家と隣保とはどんな關係即ち

1、日常の交際の有様はどうか。

2、隣家に出産兒などのあつた時、父母などはどうされるか。

3、隣家に病人や死人などのあつた時、父母や家人はどうされるか。

4、火災など災異のあつた場合にはどうか。

といふことを想起させ、隣保あることによつて、互にどれだけ頼りになり、力になり、生活に安心が出来、幸福であるかを意識させることが最も大切な點である。

四、私共の經驗觀察によると、隣保團結の精神は田舎の人に強くて、都會の人に弱きことを認め居る。田舎に於ては何かあるとき、例へば人の死んだ時、火災のあつた時、嫁取のあるとき、若者の入營する時などには一村擧つて、之に集り、之に赴いて、之を悲み、之を慶び、之を祝ふといふ美風がある。一村既にかうであるから、隣保即ち向ひ三軒兩隣の如きは、實に親密なものである。之に反し都會に於ては、凶事などの際には勿論隣保相集つていろ／＼と世話して呉れるが、併し田舎に比し信實の度合が違ふ。如何にも形式的な所がすいて見える。殊に平生に於ては、向ひ三軒兩隣といつてもまるで他人の様である。蓋し之には數ふべき原因もあるが、隣保の親善といふことは、原因の何たるに關せず、それ等に超越して行はれなければならない大切な徳である。故に本課に於ては、田舎兒は勿論だが都會兒に於ては殊に其の實狀に顧みて、十分に論ず所なくてはならないと思つて居る。土地に適應して説くといふことは是等の徳に於

て特に注意すべきことである。

五、道徳は知ると共に行はなければならぬが、さて其の行ふといふことについては、現在生活に於て行ふべきものと、將來の生活に於て行ふべきものとある。本徳は、之をその生活の上から分けて見ると、

- 1、兒童の現在生活に於て實踐すべき内容と、
- 2、兒童の將來を俟つて實踐すべき内容

とある。本課の要旨の所にはそれを明かにしてある。故に實踐の指導に於ては、主として現在の實踐につき指導し、將來的實踐は之を知識として分る程度に於て授けて置く。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を授く——教科書を授く。

一、學習動機の惹起

尋一に於て習つた「近所の人」の内容と交渉して、

近所の人といふのは○近所の人はお互にどんなお世話をうけてゐるか○お父さん又はお母さんのお留守のときには○病人のあつたときには○死人のあつたときには○近所の人に對して

は常にどうしていかなければならないか。といふやうに問答し、それから

「今日は近所の人、村の人に對して、心から親切であつた人について話す。」といふ旨を告げ、そこに學習心を喚び起し、それから本教授にはいつて行く。

二、例話を話す

説話要項

- (一) 老母に事へて至孝なりしこと。
- 佐太郎
- (二) 村人をよく世話せしこと

- (イ) 屋根の破損した人に對して。
- (ロ) 火災にあつた人に對して。
- (ハ) 其の他について。

以上は本書に於ける例話資料及び教科書を参照して切實に活寫する。

三、教科書を授く

先づ以上説話したる其の要點につき問答し、それから教科書の教授に入る。教科書については次の點に特に注意して授ける。

- 1、佐太郎は母親に對しどういふ風にして孝行を盡したか。(本に記してないが特に)

2、佐太郎は近所の人又村の人に對し、常にどんな心をもつてゐたか。またそれはどういふ事實によつて現はれてゐるか。

3、佐太郎の行をとほして私共のならふべき點は。

〔注意〕

以上につき取扱ふ際、本書の訓話資料中にある「佐太郎を通して見たこの徳の根本となる心情」を是非参考せられたい。

第二時

▽訓話を行ふ——實踐の指導を行ふ。

一、問答

佐太郎はどんな人であつたか○誰も近所の人に對しては常にどうあらなければならぬか……等問答して次の如く訓話する。

二、訓話

私共はたゞ一人切り暮らしてゐるのでない。私共の家族と共に暮してゐる。私共の家は山の上に、野の中に、只一軒だけ建つてゐるのでない。近所の人々と共に住んでゐるのである。前に家あり、右に左に家あり、後に家あつて、是等の人々と共に住んでゐるといふことは誠に私共の幸福である。それは私共に一人の友もなく、私共の家のまはりに一軒の家もないことを思ひ

だしたら、殊に病人あり、死人あり、其の他災異のあつたとき、近所に人なく、家なきことを想像したら、すぐにそのいかに幸福であるか分かる。

近所の人互に親しく交つていかなければならぬ。そして何か吉慶事があるときには共に喜ぶのである。何か凶變があつたときには互に相救ふのである。つまり吉事に對しては共に喜ぶ、凶事に對しては共に悲しむのである。

近所の人、村の人(町の人)が何か一致してしなければならない仕事、例へば、夜の警戒とか井戸浚とかある場合には、お互が其の中に加はつて力を盡さなければならぬ。自分獨り高く構へてその中に入らぬやうなことあつては、即ち近所との親善を破り、隣保團結の精神に背く譯になる。十分注意しなければならない。云々。

〔注意〕

訓話を行ふ際、教授の實際の所に記する一般的方針「三」に注意し、相交換して授けて行く。

三、實踐上の指導

以上の訓話に基き次の要項に従ひ實踐上の指導を行ふ。作法は此の内に織込んで授ける。

(甲) 現在の實踐

- (1) 朝夕近所の人にあつたとき。
- (2) 近所の長者に對し。
- (3) 近所の子供に對し。
- (4) 近所

- に病人ある場合。(5)死人のある場合。(6)普請などのある場合。(7)井戸涸のあるとき。(8)近所に何かいそぎの用事の出来たとき……等。
- (乙) 將來的實踐

- (1) 近所又は村(町)に貧困な人あるとき。(2) 村内に(又は町内に)火災などのあつたとき。(3) 道路等の修繕の場合。(4) 夜警をなす時。(5) 共同費に對して……等。

第二十五 公益

教授の要旨

本課に入つて近所の人と相關聯して社會道德を説き、共同の利益を圖り、人のため世のために盡さんと心掛けしめるのが本課教授の目的である。

教材の研究

例話の資料

佐太郎公益を圖る

佐太郎は數十年間農事に精勵し自ら七段餘りの田を耕してゐたが、人の作つてゐるよりも何時もよく出来た。早稻・中稻・晚稻とあり稻の種類に依つて去年はよく出来ても今年は出来が悪いといふ事があるのを、佐太郎のみは毎年上出来なので人皆佐太郎に耕作法を聞いて育てた。こんな事であるから村の人々皆「家にあつての孝行、田に於て作り方、佐太郎のする事は一つとして手本にならない事はない。」と賞めそやして居た。

麥蒔く頃になると、稻も刈り年貢も獻める時分なので、人々は大きく忙しく日暮れる頃まで種を蒔き土をかけたが、其中變り易き秋の空の雨など降ると、佐太郎は他人の畑の未だ出来ぬのを見ては、「土をかけないので肥料の流れるのは誠に心苦しい」と思ひ、誰彼の別なく、

「降つて來ましたね。さ、私が炬火を持つから、貴方は早く土をかけなさい。」

といつて親切に手傳つた。又田に水を引く事は「水掛け論」と諺にもある如く田家の諍論の絶えぬものを、佐太郎のみは他の田の水の掛つてないのを見ては自ら鍬で水を掛け、掛り過ぎてあふれてゐるのを見ては外してやるなど、我人の區別なく總ての人に都合よくあるやうにしてやつた。

斯の如くであるので村民の聲望厚く遂に組頭に擧げられた。元より名利に淡き佐太郎は頻りに辭退したが強ひて擧げられたのである。村役人になつた時村の往來に大きな橋があつて屢々損じたのを、他の村役人と相談し村役人の給金として與へられる少しの給金を貯へて石橋にした。そ

こで堅牢になつて破損する事がなく、二百餘年を経た今日尙現存してゐるといふ。又貧しき人の病に罹つたのを見ては懇ろに音問し、醫藥の料を與へなどし篤行が其の數甚だ多いので、安永七年五十二歳の時領主大久保加賀守から褒美を賜はり、其の田地の年貢をば生涯免除され、母にも九十歳の時扶持米を賜はり、又母の居る間は毎年烏目を賜はり、天明五年九月五十九歳の時には名主となつた。

徳川時代に於ては村役人として、大庄屋、名主(關東にては名主、關西にては庄屋、西國では別當ともいふ)、組頭(關西では年寄)、百姓代の役があつた。名主は村の長、組頭は名主を輔けて事務を行ふものでもと五人組の筆頭であつた。百姓代は其の村の大高持から一人を選擧し、名主以下の職務を監督する事になつてゐた。

佐太郎の架設した石橋は四ヶ所で、長さ六七尺(川幅六尺)許である。一ヶ所の架設費は日記又は橋梁にも記してないから、推定の外なきも、現時に見積つて三十圓位だと思ふ。(大正三年に於ける向ふの役場の回答による)

補充例話

野中兼山と蛤蜊——野中兼山は土佐の藩士で、殖産興業に對して大いに力を盡した人である。嘗て江戸から故國に歸るとき、手紙を郷人に送つていふやうには、

「土佐には物としてないものはない。故に江戸から土産物としてもち歸るものは唯蛤蜊一艘あるのみである。海路に幸に恙がなかつたなら、歸つた日に之をお分けいたさう。」

と兼山その異味を嘗めようと思ひ、日を計へて待つてゐた。そのうちに兼山が歸つて來た。兼山は水夫に命じて其の乗せて來た蛤蜊を悉く城下の海に投ぜさせて一つも餘さなかつた。大勢の者が怪んで

「それは一體どうしたのか。」

と問ふと、兼山は笑つて、

「これは獨り諸君にのみ贈るのでない。諸君の子孫にも贈るので。」

といつた。そのとき大勢の人が馬鹿氣たことをすると私かに笑ひ、中には怒つたものもあつたが、それから後、果して多くの蛤蜊ができて、遂に土佐の名産となつた。さきに笑つた人怒つた人を初め、大勢の人々が始めてその深慮に敬服したといふ。

(先哲叢談)

訓話資料

公益

公益とは多くの人の便益を圖る事をいふ。而してこれには二つの方面がある。其の一つは世の人に迷惑を掛けないといふ方面で、他の一つは進んで世人の便益を圖るといふ方面である。此の學年では第二の方面は(一)先づ身を修めて立派な人となり、(二)而して世の爲を圖らなければならぬといふ事にし、主として第一の方面即ち子供にも出来る人に迷惑を掛けない方面を説いて行くべきである。

人に迷惑を掛けるな

此の事は尋一第二十四「人に迷惑をかけるな」に於て、お千代といふ兒が掃除した埃を路傍に捨てようとしたのを父が止めた話から

一、多くの人と世の中で暮してゐるものだから人に迷惑を掛けぬやうにせねばならない。

(これは自分にさうされたら困るだらう。例へば道にごみが多かつたら、通行の時困るだらう

といふやうな事で諭して行くがよい)

二、痰唾を所かまはず吐散らしてはならない。(これは病毒の事を教へる)

三、道路に水を流し、塵を掃出してはならない。

四、通行繁き所で遊戯をするのもいけない。(これは通行人の邪魔になるから)

五、門塀垣等を汚損してはならない。(樂書、石投げ、柱動かしなど)

六、田畑に踏入つて作物を荒してはならない。

七、道路橋梁等に惡戯をしてはならない。

八、社寺公園學校官衙等の花卉を折取つてはならない。

といふ事を教へた。この學年でも以上の事を復習し、地方の惡習を指摘して教訓を興へるがよい。而して、

九、傳染病隱蔽の惡しき事は、

流水によつて大蔓延となる事などを説いて訓戒しなければならない。

作法資料

途上に於ける心得

(一)道路に佇立し又は遊戯等をなして他人の通行を妨げないこと。(文部省著小學校作法教授要項)

1、通行人の多き往來で立話をなさぬこと。

2、道路で自轉車乗りの稽古などをなさぬこと。

3、往來で糞投等をなさぬこと。

(二)道路の上に濫りに痰唾を吐かないこと。(同上)

1、道路の上で痰唾を吐くときは、病菌を傳播するの恐があること。

2、もし吐かざるを得ざる場合には鼻紙等に吐いて適當に始末すること。

船車内に於ける心得

(一)船車内を不潔にせないこと。(文部省著小學校作法教授要項) 即ち

1、飲食物の殘滓を撒き散らさぬこと。

2、湯茶等をこぼさぬこと。

- 3、唾壺以外に痰唾を吐かぬこと。
- (二) 車窓から物品を投棄し、又は痰唾を吐かぬこと。(同上)
- (三) 船車内で放歌し又は高聲で談笑せざることを。(同上)

教授の實際

區分 (三時間)

- 第一時 例話を話し、教科書を授く。
- 第二時 訓話を話し、實踐の指導を行ふ。
- 第三時 佐太郎の總括。(補充例話を語る)

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖。

教法

(甲) 一般的方針

- 一、本例話に於ては佐太郎が常に農事の改良に意を用ひ、常に村民の利益を圖り、また貧窮の人に厚く恵んだといふそれ等の善行につき説くを以てその主眼點とする。

二、訓話に於ては

- 1、私共は自分獨り生きてゐるのでなく、世の人と共に生きてゐること。
- 2、故に自分の幸福を希ふと同時に他人の幸福をも圖らなければならないこと。
- 3、此の場合には世の爲め、人のために自分の力の及ぶ限りを盡さなければならないこと。
- 4、さうするには先づ學を磨き徳を修めて、力のある人となり、それから人のため世のために盡すこと。
- 5、現在の諸子はさうしようと心掛けて忘れぬと同時に、世の人に對し迷惑になるが如き行爲をなさないこと。

の點にふれて論ずるを以てその要點とする。

- 三、公益といふやうな社會的徳徳を説くには兒童の精神の發達とも相俟たなければならない。此の點からして、尋三といふ子供に對しては多少早いといふ考をもつてゐる。著者も多分そこに氣がついてゐるだらうが、併し前課に於て佐太郎について説いて來たから、こゝにも聯絡して引續き説くといふことにしたのであらう。即ち徳目の聯絡といふよりも人格の連續といふ所に意味があると思ふ。果してさうとすれば本課に於ては佐太郎の全人格の表現といふことに重きを置かなければならない。それで本教案に於ては特に一時を割いて佐太郎の行爲を纏めて授ける

ことにした。

四、公益を圖るといふことは、公共的精神に基いて社會公衆のために利益を圖るといふことである。故に教授に於ても、斯の心の啓培に深く意を用ひて行かなければならない。

五、公共心の啓培については、そこに特に注意すべきものがある。それは

1、人は誰でも自分を深く愛する。この自愛の心情を他人の上にも移して、他人を深く愛すること。

2、人は誰でも我が家を深く愛する。この愛家の情念を社會の上にも移して、社會を深く愛すること。

の點である。即ち自愛の心、愛家の念を他人の上に、社會の上に推し擴めて行くのである。さうしてその心情が、それ等對象の上に留つたとき、換言せば乗移つたときが、即ち公共心の發生したとき、成立したときである。當學年に於ては心意の發達上、本當にこの心境に立てしめることは出来ないけれども、教師の心意が常に茲に動いてゐなければならぬ。

六、從つて佐太郎の公益について話すにも、話して行く中に、

1、佐太郎が他人の田の水の加減について世話したときの心情。

2、將に雨降らうとしたとき他人の麥田に土をかけてやつたときの心情。

3、石橋をかけたときの心情。

について推考させ味到させることが極めて大切なことである。

七、實踐上の指導については、次に示す物件につき、兒童の理解し得る程度で各々に於ける目的と實踐法とにつき簡短に説明して實行せんとする精神を養うて行く。

道路の修繕。 橋梁の架設。 機械の發明。 學校の設立。 圖書館の設立。 孤兒院の設立。 産業の改良。 風俗の改良。 公衆衛生。 公共物の保護。等。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を話す——教科書を授く。

一、學習動機の惹起

尋一に於て授けた第二十四「人に迷惑をかけるな」の内容(訓話資料参照)と交渉して、適當な問答の下に、人のために、世のために盡さなければならぬといふ考を惹き起し、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、例話を授く

(一) 常に農事の改良に意を用ひ村民の模範となる。

佐太郎の公益

- (一) 雨將に降らうとしたとき他人の麥畑にも土をかく。
- (二) 自他の區別なく稲田の水を加減してやる。
- (三) 土橋の屢々破損するを見て石橋にかけ代ふ。
- (四) 以上は本書に於ける例話資料をよく参照して適切に説く。

以上は本書に於ける例話資料をよく参照して適切に説く。

〔注意〕

- 1、要項(一)に於て農事の改良は公益を圖る一つであることを意識させる。
- 2、(二)(三)に於ては自他の區別なく世話したことはききに授けた自分の物と人の物とを區分せよといふ思想と相反する如き點もあるから注意して授ける。
- 3、佐太郎の行爲をとほして、公共心とはかうした精神であるといふことをよく體得させる。

三、教科書を授く

取扱法は前述に準ずる。

四、整理

以上授けた所をその要點につき問答し、佐太郎の行爲に一層共鳴させると同時に、佐太郎の如く公益を圖らうとする精神をも喚び起す。

第二時

一、問答

佐太郎はどんな人であつたか○さうした佐太郎の心は○人はどういふわけで世のため、人のために盡さなければならぬだらうか○諸子は佐太郎の話をきいて心にどう思つたか○それを實際に現はすにはどうするか。

二、訓話を行ふ

(訓話の要項は(甲)「一般的方針」の所に記してあるから、この項につき「訓話資料」の部を参照して適切に説く。)

三、實踐上の指導を行ふ

(甲)兒童の現在生活の上から(復習的に)

- 1、路上に妄りに水を撒き、また塵芥を棄てざること。
- 2、人通りの繁き往來で遊戯などをなさないこと。
- 3、道路・橋梁等に悪戯をなさないこと。
- 4、田畑などに踏入つて作物を害せぬこと。
- 5、他人の門・扉・垣等を汚損せぬこと。
- 6、社寺・公園・學校・官衙等の花卉を折取らぬこと。
- 7、人の妨害となる物(硝子の破片等)は可成之を取除けること。

8、痰唾を所かまはず吐散らさぬこと。

(附) 病毒の傳播・傳染病の豫防・隱蔽の悪しき等につき附説する。

〔注意〕

以上の事項につき説く際、「二」に於ける訓話の内容と結合し、可成「斯くすべし」「斯くしてはならぬ」といふ道徳上の理由を明にし、意識的に實行するやう指導する。

(乙) 兒童の未來生活の上から

次の如く公益的事業に屬するもの二三をあげ、これ等が社會を益し民衆を利する所以を簡短に説き、自分も成長して可能の地位に立つた時、これ等の事業に對して力を盡さうとする精神を誘起する。

(1) 圖書館の設置。 (2) 慈善事業に對する盡力。 (3) 機械の發明。 (4) 産業の改良：等。

第三時

一、佐太郎の話を纏めて復習する

次の如く批判的に問答する。

佐太郎は親に對してどういふ人であつたか○「孝ハ徳ノハジメ」と習つたが、そのやうに親に孝行な人は、近所の人に對してはどうであつたか○どういふことをしたか○村の人に對して

はどういふことをしたか○佐太郎はどんな心からして近所の人や村の人に對して世話をするのであらうか○佐太郎について諸子の手本とすべき點は○どういふわけで○世のため、人のために盡さうといふ心は。(イ) 只今それを現はすには。(ロ) 後日に於ては。

以上の如く問答して行く裏に、佐太郎の全人格を描寫して、一層私淑せんとする心を惹き起し、また公益を廣め世務を開かんとする意志をも陶冶する。

二、補充例話を話す

(時間に餘裕あれば「例話資料」の部にある野中兼山につき話す。)

第二十六 生き物をあはれめ

教授の要旨

生物愛憐の心は同情の心の一層擴充したもので同情心の極致といつてよい。本課は兒童の作虐本能に驅られて、ともすれば殘忍の事をなさんとするを、他の方向即ち愛憐の心を起す方向に向はしめんとする課である。

教材の研究

例話の資料

馬子孫兵衛

木曾の山中に孫兵衛といふ馬子があつた。鐵道のない昔は江戸より京都へ行くには東海道を行くか、木曾街道によるかしてあつた。而して木曾街道は中仙道ともいひ、板橋・巖・浦和・大宮と行き草津で東海道に會し、京に入るまで六十九次、百三十七里十二丁あつた。孫兵衛はこの木曾街道の馬子であつた。頃はこの話の原據となる書の著者三熊花頭の時代即ち明和安永(二四二四—二四四〇年)頃の事である。

一人の僧(花頭の友人)が江戸から京への歸りに、この孫兵衛の馬に乗つた。石ころ多き山道を登りつ又降りつ行く中に道の悪い所へ行くと、孫兵衛は馬の荷に肩を入れて「親方あぶない、親方あぶない」といつた。斯くする事は一度二度でない。凡そ道の悪い所では必ず斯くするので僧は不思議の事に思ひ

「オイ君、どうしてそんなにするのか」とたづねると、孫兵衛は

「ハイ、私共親子四人は全くこの馬のおかげで其の日を送つてゐるものでございます。細々な

から其の日其の日の竈の煙を立てゝゐるのは全くこの馬のおかげです。ですから馬とは思はず親方と思つてかうするのです。」

「左様か感心な事であるぞ。」

「和尚さんお願ひがござります。今少し行くときれいな水の湧き出る所がありますが、彼所で私は手を洗ひますから何卒御十念を授けて下さいませんか。お願ひでござります。」

「それは心安い事。」

といつた。果して少し行くと清水の湧出でた所があつた。其所へ行くと僧を下し馬子は手を清め、馬の口を洗ひ、其の頷の下にうづくまつて一緒に十念を受けた。十念といふのは南無阿彌陀佛の六字の名號を授けて佛と結縁させる事である。十念を受けると、

「どうも有り難うございました。」

と大層喜んで、又馬に乗せて次の驛に行つた。「賃錢は幾らか」といふと、「幾らでも宜しうござります」といふ。僧は相當の額をやるとすぐ其の金の中から五文出して餅を買ひ、馬に食はせた。そして僧を伴うて我が家の前に行くと、馬がひゝんと嘶いたら中から妻が出て来て先づ馬に物食はせ、男の子は

「お父様御苦勞でした。」

といつて迎へに出たが、共に温情あふれるやうであるので僧は大いに感心したといふ事である。

補充例話

スチブソン鳥獸を愛す——ジョージ・スチブソンは英國の人で、汽車を發明して世界の人に大きな利便を與へた大恩人である。

この人の父は鳥や獸が大好きで、之を飼ひ馴らすことが頗る上手であつた。スチブソンも之に似て幼い時から動物が大好きであつた。

十一・二歳の頃には近所の野山を獲らず探し歩いて、鳥の巢狩をして、種々の雛を集めて飼ひ育てた。そして雛が飛べるやうになると、籠に入れないで、家の周囲を飛び遊ぶやうに馴らした。

そのうちでも一羽の黒鷓鴣などは大層よく馴れて、終日家の外へ出たり、内へはいったり、戸口をたび廻つてゐる。そして夜になるとスチブソンの寢床の上の樑木に止つて眠るやうになつてゐた。殊に不思議なのは、其の鳥が春から夏にかけては、森に往つて巣を作り、雛を育てると見えてゐなくなる。そしてその頃が過つた。

スチブソンの肖像



ざると歸つて来て、例のどほり家の内外を飛び廻つてゐる。それが四五年もつたといふことである。

また彼には愛する一つの犬があつた。彼はその犬を馴らして毎日彼の辨當を家からウオスター・ロウの石炭工場にもつて来るやうにした。家から其處までは随分長かつたけれども、犬は毎日他所へそれこそせず、他の犬の吠えかゝるのも顧みず、首に辨當を掛けて工場へもつて来た。或日のこと、いつものやうに辨當を首に掛けて工場へ廻つて来ると、途中で他の一匹の犬が飛びついて、そこに大喧嘩がはじまつた。スチブソンがいつもより来るのが遅いものだから、心配して迎ひに出かけたところが犬が喧

嘩に勝つて、しかし血を流しながら向ふからやつて来た。彼はその忠實な働きぶりを喜び、人毎に語つて一の誇りとしてゐた。スチブソンが生物を愛するの情念は大きくなつても變らなかつた。或時彼は幾日も明け放してあつた二階の窓を締めた。二三日の後また其處へ上つたに、一羽の鳥がどうかして其の玻璃の窓を通つて、向へ出ようとしてばた／＼と騒いでゐる。彼が之を見て直ぐ戸をあけてやつたら、鳥は真直に或る場所へ目掛けて飛んでいつた。後に其處に巢があることがわかつた。あはれ親鳥の歸りが遅かつたので、巢の中の雛は其の儘飢死をしてゐた。親鳥は悲みの餘り翼を以て雛をおほひ、自分も亦其の儘死んでしまつた。スチブソンは之を見て非常に悲み、自分の子を失つた如くに悲んだ。其の後思ひ出す毎に悲んだといふ。何と優しい心根ではあるまいか。(少年鑑)

訓話資料

前學年との連絡

この徳は尋一第二十三「生きものを苦しめるな」に於て、次郎は其の家の梁の上に燕が巢をかけてゐたのを戸口で見えてゐたが、其の中燕が糞を喰へて入て來たのを見て戸を閉めて出さんやうにした。それを太郎が見て「お前が若し室に押籠められて出られぬとするとどうか」といつて戸を開けて出してやつたといふ話から、

- 一、雀・燕・犬・猫・鶏などを苦しめてはいけない。
- 二、必要もないのに生き物を苦しめるのはよくない。
- 三、況してむごいことをして殺すのは悪い。

- 四、必要もないのに木の枝を折り皮を剥いではならぬ。
 - 五、害虫を駆除するのは然し正しい事である。
- といふ事を教へてある。

此の學年の訓話

此の學年では先づ

(一)總括的に生き物を苦しめるのは悪い。

といふ事を説いてある。この教訓は「慈善」の課で教へた訓話と「ワガ身ヲツメツテ人ノ痛サヲ知レ」といふ格言から容易く引出される所のものである。

諸子が他人に棒で打たれたらどうであらう。況して強い人から追ひかけられ、打たれたらどんなに困り、其の人を恨むであらう。動物とても同じことである。「一寸の蟲にも五分の魂」牛・馬・犬・猫・雞すべて魂は持つてゐる。如何に痛い事であらう。又恨む事であらう。又諸子は同情のない人、むごい人の悪い事は知つてゐるであらう。諸子が犬猫を打つ度毎に諸子はむごい人になつて行くのである。

と教訓して行くがよい。更に進んで、

(二)家畜に對する心得

を説いてゐる。牛馬等の家畜は吾人の生活に便益を與へるものである。故に殊に殘酷な事をしてはならない。牛馬に鞭ち、過重の荷を背負はせ、休息を與へず、飼料を與へない時は如何に彼等は苦しい事であらう。苦しいのみならず斯くする時は彼等の力が弱くなり、働きが出来なくなり、早く死ぬに至るから結局自分の損になるのである。

(三)愛護する時は柔順となり、虐待する時は躁暴となる。

この訓話は「諸子は知つてゐるか。廣島に神石郡といふ所があつて、この郡の牛は全國一をとなく、又よく働くそれは何故であるかといふに、この地方の人は牛で飯を食うてゐるので非常に牛を大切にすることである。其の他各地方でもだん／＼女の人が馬を育てるやうになり、丁寧に扱ふやうになつたので馬はやさしくなつたが、とてもアラビヤ馬には及ばない。アラビヤでは馬を自分の家内同様にする。家人が食事をしていると馬が窓から顔を出す。すると食べ残りをくれるといふ有様である。それが爲めアラビヤ馬はあんなに良い馬になつたのである。」

(四)鶏犬を追ひ廻すな。

これは其の度に自分は殘酷な人に一歩々々近づいて行く事をよく知らせるがよい。

教授の實際

區分 (三時間)

- 第一時 例話を授く。
- 第二時 實踐上の指導を行ふ。
- 第三時 補充例話を授く。

準備

教科書にある挿繪を擴大した掛圖。

教法

(甲) 一般的方針

- 一、本例話に於ては
 - 1、孫兵衛が自分の使役する馬を自分の生計を助ける命の親として深く愛したこと。
 - 2、孫兵衛の妻も孫兵衛と同様にいたはつたこと。
 - 二、訓話に於ては先づ
 - 1、すべて生物は之を愛してやること。
- につき論し、次に特に

2、家畜及び家禽は一層之を愛してやること。

3、何かの必要と生物の捕殺。

三、此の時代の兒童はどつちかといへば、作虐本能の現はれ易い時代である。故に一方に於てはこの本能生活に對して理知の光を與へ、他の一方に於ては生物に對する同情心を養ふといふことが本課の教授に於て大切な點である。

四、動物虐待といふ事は昔から我が國人が共通的に有する性癖であつた。今は餘程直つたといふものゝ、尙牛馬の使役者に於てよく見る所である。従つて本課の如きは單に子供だけに對する教材でなく、國民全體に對する教材として重きを置きたい。純粹の日本犬はだん／＼跡を絶たんとし、日本で飼ふ牛馬はだん／＼質量惡劣になつて行くといふことは、其の道の人達の憂へる所で、これは慥かに邦人は動物に對し、どんな性情をもつてゐるかといふことを明かに語つてゐるものである。此の時代の子供には、心意發達上、それ等の點にふれて徹底的に説くといふことは不可能であるから止むを得ないが、尋五六年になつたなら更にまた説くといふことにして置きたい。要するに本課は重き材料として力を入れて説くといふことは大切な注意である。

五、實踐上の指導を行ふ際には、動物等に對し彼等が過去に於て行つた事を誦らしめ、また教師の觀察經驗をも語つて、之が善惡につき批判させ、またさうしたときの心情を考察反省させて一方に於て理知を啓發して行くと同時に、他方に於て同情心を養つて行く。

六、本課の教授が終つたら、例話資料の所にある補充例話につき、特に一時を割いて授ける考である。該例話は外國人で、子供の生活とは時間的にまた空間的に隔つてゐる嫌もあるけれども、必要の上から、また私共の實際に試みた上からして、その有效と可能なるを認めて、茲に提供したのである。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を授く——訓話を行ふ——教科書を授く。

一、學習動機の惹起

尋一に於て習つた「生きものを苦しめるな」と連絡して、生物を愛護すべき精神を惹き起し、それから例話にはいつて行く。

二、例話を授く

本例話を説く際、孫兵衛が

- 1、馬を曳いて道の悪しき處に來ると「親方あぶない、あぶない」といつて馬につけた荷に肩を入れて助けてやつたこと。
 - 2、一僧の間に對して「我等親子四人の者は此の馬に助けられて暮を立て、居る故に親方と思つてかくいたはるのである」と答へたこと。
 - 3、僧が賃錢を渡すと、先づ其の中で餅を買つて馬に食はせたこと。
 - 4、馬を命の親として感謝し、大切にして居る點にふれて切實に説く。また孫兵衛の妻も、馬の嘶く聲を聞きつけ直ちに表に出で、秣を與へていたはつたこと。
- の點も切實に説いて聞かせる。内容は例話資料部を参照する。

三、訓話を行ふ

以上授けた所を其の要點につき問答し、それから次の事項につき平易に適切に教訓する。

- 1、すべて必要もなきに生物を苦しめるは悪しきこと。
- 2、牛・馬・犬・猫・鶏・家鴨等はそれ々々皆人の益をなすものであるから残酷に取扱はないこと。(例を示して)
- 3、動物は之を愛護すると性質柔順となり、また體も大きくなるが、之を虐待すると躁暴となり、體の發育も劣惡となること。

4、學問のために、或は食用のために捕殺することは差支ないこと等。

四、教科書を授く

教科書の取扱は前述に準ずる。

第二時

▽復習——實踐上の指導を行ふ。

一、復習及び考察

孫兵衛はどういふ人であつたか○馬をどういふ風に愛しましたか○どういふ心からして○孫兵衛の妻はどうであつたか○どういふ風にして愛したか○どういふ心からして○生物といふのはどんなものをいふのか○それに對してどうしなければならぬか○諸子は何か生物を愛したことがあるか○また苦しめたことがあるか○それにつきめい／＼が包まずいつて見ようぢやないか。

二、實踐上の指導

以上のやうに問答して兒童の各自の經驗を言はしめ、それに對し

- (一) 苦しめた譯——其の時の心持——それに對する批判——教訓。
- (二) 愛した譯——其の時の心持——それに對する批判——教訓。

といふ風に取扱つて實踐の指導を行ふ。指導すべき場合を豫定的に示さば次の如くである。

- (一) 家畜に對し——牛・馬・犬・猫等。
- (二) 家禽に對し——鶏・家鴨等。
- (三) 昆蟲に對し——蜻蛉・蟬・蛙等。
- (四) 其の他魚類等に對し。

〔注意〕

以上を取扱ふ際、理知の啓培と同情心の養成に努める。

第三時

一、問答

生物とは○之に對しどうしなければならぬか○愛するとはどうすることか……といふ風に問答し、それから次の例話を語る。

二、例話

補充例話「スチブンソン」について話す。而して氏が生物を愛護せし點を十分力を入れて話し、深く共鳴させる。

三、批判

第二十六 生き物をあはれめ

スチブソン氏の行動につき批判させ、後適切に教訓する。

第二十七 よい日本人

教授の要旨

これまで教へた事をまとめ、吾人の修養の目標とする所はよき日本人たるにある事を覺悟し、而してよい日本人となる爲には如何に修養すべきかの工夫をなさしめるのを以て本課教授の要旨とする。

教材及び教法

本課は今迄の諸課を纏めたものであるから、毎時に於て教材の解説を行ひ、之に附帶して教法を説く事にした。

區分 (六時間)

- 第一時 國體に關する教材。
- 第二時 忠孝及び師友里人に對する諸心得。

- 第三時 交際の徳義の一 主として同情に關するもの。
- 第四時 交際の徳義の二 主として公正に關するもの。
- 第五時 自己に關する徳義の一。
- 第六時 自己に關する徳義の二及び修爲の極致。

立案の根據

一、本課は今迄授けた諸徳目を取纏めるのが目的であるが、これは復習であるけれども、決して各課の斷片的な單なる繰返しであつてはならない。必ず

一、系統的に各徳目を排列して、排列された各徳目が相關聯して一系となり、各人の人格の屬性となるに至らなければならない。

然らば如何にして系統的に排列するかといふに(一)行ふべき對象より見て國體・國家・交際・社會・自己に關する徳と、本書の取つてゐる方法で分類するのが先づ妥當な者であらうが、更に私共は(二)其の分類の範圍に屬する諸徳をば之を行ふ心。情。又は主徳といふ側面から見て相類似したものを一括して授けて行くやうにするがよいと思ふ。これは主として修爲の工夫と言ふ方面から考へたのである。

斯の方案は以上の點から考へて、忠孝は國民道德上の主徳として數へ、寛大、慈善、生物愛

憐をば對他的同情といふ觀念を以て括ると共に、これに對して報恩の心を置き、この心を以て行ふべき諸徳を纏め、正直、遵法、人の物に對する心得、共同は公正の心を以て行ふべき徳とし、公益をば進みたる徳とする等の手段をとつた。故に方案を検討し其の精神をば十分に活用して頂いたら、總括の取扱難は幾分か軽減される事であらうと考へる。

二、以上の諸徳の根本となる修爲の工夫を授けなければならぬ。

此れは頗る必要な事で、本課に於ける至誠は是れであるが、私の立てた案は至誠をば(一)能動的に行はんとする各徳は至誠にして純粹な(本當に其の事は行はなければならぬといふ)動機を以て行はなければならぬといふ方面と(二)制定的に善惡の判定は自己の本心に聞いて見ると分るといふ、個我の純粹な所は社會我即ち大我に一致するといふ、治善説の解釋を取つた。(二)は私の補加した所であるが、軌近の倫理思想から見ても當然の結論であると考へる。

三、各徳を授けるにも新しく出る所がなければならぬ。

子供はもう四年となる所であるから、各徳に於ても自ら幼かつた昨年と異つた指導の方面がある。これを教へるに依つて本課教授の意義が又新しく生れて來るのである。本案も其所に着目したのであるが、尙地方の狀況に依つて適宜補加すべきである。

本案は以上の如くであるが故に、三週間六時間即ち三月全體をこれにあてた。然し運用の妙

は實際教授者の手に存するのであるから、宜しく精神を取つて活用し、以て其の目的を達成すべきである。

第一時

▽皇室及び國家に對する心得。

一、學習目的の設定

今迄は各課に於て人としてどんなにしなければならぬかといふ事を習つた事を想起させ、今日はそのを纏めて復習して行かうといつて學習目的を定めるがよい。

二、統括的な諸取扱

○日本國をお治め遊ばす方は何方か○天皇陛下はどんな方であらせられるか○天皇陛下の御惠みの深い事を思ひ起したか○皇后陛下は何方の姫君でいらせられたか○どんな有難い事を習つたかの間で天皇の御本質及び天皇皇后兩陛下の御聖徳を復習する。

天皇陛下は日本を御治め遊ばす有り難い御方である。我等は陛下の臣民で我等の祖先が大御惠に依りて來りたる如く、我等も亦大御惠に浴して居る。陛下は今年(大正九年)は四十二にいらせられる。八月三十一日は天長節であるが、その御祝は十月三十一日の天長節祝日になさるのである。(尋一)

御孝心深くましまして、明治二十七八年戦役に明治天皇の大本營を廣島に進めさせ給へる時は、一入學業に心を潜めさせ、朝早く御起床の後は行在所の方を御遙拜あらせられた。又明治天皇御大患の折は手づから御看護遊ばされた。至仁至慈にあらせられるは、明治天皇崩御の後政務御親裁の爲め青山御所より宮城へ行幸の際は、電車の運轉の防害とならざる道を御選びなされた。(尋二)

前後五年に互つた歐洲戦争の講和の議が成立してからは、大詔を煥發せられ、國際の公義により、奢侈を戒むべき事を諭された。吾人國民は日夜にこれを奉體しなければならぬ。(補説)

皇后陛下の御事は第一課を參看。

○この皇室の御祖先は何方であらせられるか○天照大神を御祭り申してあるお宮を何と申し奉るか。何處にあるか○天照大神に就て知つてゐる事がないか○天照大神によつて日本が肇められた事はよくよく知つてゐるがよい○第一代の天皇を何と仰せられるか○神武天皇の御位に即かれた祝日を何といふか○日本國は其の時から今迄天皇の御血統はどうなつてゐるか○祝日は天長節祝日と紀元節と其の外に何か○祝日や大祭には國民はどうしなければならぬか。

皇大神宮の事は第十五皇大神宮の解説參看。今年伊勢參りに行つた人はあるかを聞くがよい。

天照大神の御事は尋常小學讀本卷五第一課に天の岩屋があり、國語讀本卷五には素戔鳴尊が寶劍を大神に奉つた事が書いてある。國語讀本を用ひてゐる所では便宜天の岩屋の事を教へ、尋常小學讀本を用ひてゐる所では叢雲劍の事を教へるがよい。同時に三種の神器の事を教へるがよい。神武天皇の御事は國語讀本卷五第五課金鷄勳章に出て居る。

祝日の事はこの書第十五を參看し、紀元節の式の有様を聞いて見るがよい。

三、整理

○以上の話で諸子は日本の國は外の國よりどんなであると考へたかといふ問から國體の純美なよい國である事をよく語り聞かせるがよい。

第二時

▽忠孝、師、里人に對する諸徳。

一、忠君愛國につき

○この前の時間に諸子は我が日本はどんな國柄であるといふ事を習つたか○かういふよい國に生れ、かういふ有り難い天皇を頂いて居る我等は先づ第一にどういふ事を心掛けなければならぬか○今迄忠君の心の厚い人を聞いて居るそれをいつて見るがよい。

木口小平(尋一明治二十七八年戦役)、廣瀬武夫(尋二明治卅七八年旅順閉塞隊)、谷村計介(尋

三、十年戦争。

○是等の人は平素忠君愛國の心の深かつた人であるから斯る壯烈な行をしたのである○忠君愛國の心とはこんな事か(天皇を有り難いと思ひ、國に盡さうと思ふ心。この心があるから一朝有事の時には天皇陛下萬歳を唱へてたふれるのである)○一朝事あらば○平素には。

二、孝道

○家で諸子にとつて有り難い方は何方か○父母にはどうしなければならぬか。

親を大切に話した話、死んだ親猿を温めた子猿。(尋一)

親のいひつけを守つた話、お梅と一郎。(尋一)

親に手傳つて安心させた、おふさ。(尋二)

よく親を助けて安心させた、二宮先生。

○我が國人には忠孝の二つが最も大切な道である事を此處で説くがよい。そして此の頃母のいふ事に従ふか。口答せぬかを問うて、教訓「孝ハ徳ノハジメ」を復習する。

三、師、友、里人に對する徳

○上杉鷹山の話でどうすべき事を習つたか○鷹山はどんなにして先生を敬つたかから受持が代つても敬意を失ふべからざる事を授ける。○友藏と信吉の話では○本當の友だちは互にどうせ

ねばならぬか。

善い事を勧め合ひ、悪い事は互に戒め合ふべき事をよく／＼のみこませるがよい。小太郎と文吉の交りにより、互に助け合ひ、過を恕すべき事を考へさせる。

○近所の人にはどうするがよいか○近所の人とよく交際したのは誰かから佐太郎の如く近所の人に親しむべき事を諭して行く。

四、以上の整理

○我が國民として最も大切な徳は何かから我が國民は昔から忠孝の二道をよく行つて來た事を教へて行く、やがて「我が臣民克ク忠ニ克ク孝」に導くべき伏線である○其の外に今日はどんな事を考へたか○この道をよく行ふ人は心のどんな人か(私はやさしい人とまとめて行きたい)。

第三時

▽社會的の諸徳。(主として同情)

一、寛大——慈善——報恩——動物愛憐

○この前の時間に聞いた事であるが、友だちとはどうしなければならぬかつたか○友だちと交際してゐる間には其の友だちが何か過ちをする事がある。其の時はどうするがよいか○よく友だちの過失を許した人を知つてゐるか(文吉は小太郎の毬を川へ落したのをゆるした)○殊にと

んな人の過失を恕してやつたらよいかと問うて其の考を聞き、下級生、弟妹である事を教へてやる○この學年では人の過をゆるした人を聞いた誰か(具原益軒)○寛大な人はどんな心の深い人かと問うて同情(思ひやり)の心の深い人である事を問答して行くがよい○同情の心の深い人は困つた人を見たらどうするかと聞き、鈴木今右衛門の話を読み○諸子が助ける事の出来る困つた人は誰かと問うて、盲目の人の困つてゐる時迷兒等の事を教へ、乞食などは諸子の恵むべきものでない。大人の恵むべきものであると教へる○同情の心のある人は然らばどんな事をしてならないかと問うて、盲目や片輪の人に悪口いはぬ事、弱い物いぢめをしない事、動物虐待をしない事を教へる○生き物を憐れんだのは誰か(孫兵衛)——すると種々と人から恩を受けてゐる。さうすると諸子はどうしなければならぬか○恩を忘れずによく報いた人の話を聞いてゐる。誰か(佐吉翁)、永田佐吉の話を読まうといつて修身書を読ませる○どんな人から恩を受けて居るかと問うて君、親、師、近所の人、兄弟、上級生とき、

天皇陛下の恩に報ゆる——忠義を盡すこと。

父母 孝行を行ふ事。

師 よく敬ふ事。

近所の人 よくつきあふ事。

兄弟、上級生、主人 敬つてゐるべきこと。

○然るに諸子は生き物、奴婢の恩を受けてゐると考へさせ、動物をあはれむ。奴婢を可愛がるのは要するに報恩の一つである事をよく了會させる。

二、整理

○同情の心の深い人はどうするか○恩をよく感じてゐる人はどうするかと聞いて、寛大、慈善、動物愛憐、等と板書して行く。

第四時

▽社會的諸徳の二(主として公正に屬する者)。

一、正直——自分の物と人の物——規則——共同——公益

○前時の要項を問答復習した後、正直な丁稚の話を復習する。そして前に尋二では松平信綱が屏風を破つたのを正直に將軍秀忠に告白した事を問答し○正直にするとういふよい事があるかと聞き、嘘をいつてそれが現はれないかどうかを心配する事がなく、何時も心が朗かにある事、人に信用される事を問答する○正直な人はどんな事をせぬかと聞いて行く。そして、

- 1、人にうそいはぬ事。
- 2、人の物をぬすまぬ事。

3、出来ぬ事を出来る風せぬ事。

位に纏めて行く。「正直ハ一生ノ寶」の格言を復習する。そして人の物を盗まぬ人としては近江河原市の馬子の話しを復習し○物を貸したり借りたりするにはどんな心得が入るかと問答して

1、借りたものは可成早く返すべき事。

2、大切な物を貸すには必ず父母の許を受くべき事。

3、借りた物は丁寧に扱ふべき事。

を問答する。

○規則については、春日局と松平定信の例話を復習する事から入つて、規則を守るのも正直な人である事、規則を守らないと自分はだん／＼悪くなつて行く事、上級の児童は下級に模範を示すべき事を教へもう四年に成るから殊に注意すべき事を教へる○規則は大勢の人が便利に暮しく行くやうにしてある事を問答し、やがて大勢の人と何事かしようとするにはどういふ心得が入るかを問うて行く○そして共同してすべき事、一人孤立してはならぬ事を復習して、毛利元就と三子の例話を復習し、殊に兄弟は仲よく共同すべき事を復習して後○仕事するには共同してすべきのみならず、人は大勢して一緒に暮して行くからには進んで爲すべき事があると聞いて、それは公益であると問答し、佐太郎の話を復習して、子供はそれについてどんな事に注

意すべきかと聞き、公共物を注意して扱ふ事○道の妨害をせぬ事に注意させる。

二、整理

○今日は先づ人はどんなにせねばならぬ事を復習したか(正直)○正直な人はどんな事に氣をつけるか(うそ、自分の物と人の物)○又人はどんなにして暮して行つたか(大勢の人が一しよになつて)○では安らかに暮して暮して行く爲にはどんな心得が入るか(規則、共同、公益)、とまとめ

○正直の事と人が大勢で暮して行く上の心得を習つたと纏めて行く。

第五時

▽主として自己を持する上の諸徳。

一、禮儀——整頓——勤勉——健康

○前時の整理段の事を復習した後○松平好房の話を復習し、この話でどうしなければならぬ事を習つたかと聞いて禮儀を正しくすべき事を復習し、誰の前では殊に禮儀を守らなければならぬかといつて、

貴人の前(父母、師、尊長の人)

先づ證書授與式の作法を練習しようといつて練習する。

辭令書、卒業證書等ヲ受クルニハ授ケル人ノ前、凡ソ三步ノ處ニテ立止マリテ敬禮シ、再ビ

進ミテ兩手ニテ取り、其ノ儘三步退キ、一見ノ後敬禮シテ退クモノトス。(この一見は入るま
い)

退く所の廻り方は下坐即ち職員席(向つて右)の方へ尻を向けるやうにして廻るべしといふ
がよい。

○禮儀正しい人は自分の持物をどうするかと聞いて整頓の事を復習する。四年にもなる事だか
ら學用品は勿論、着物の始末もすべき事を教へる。

○仕事にはげむべき事は、二宮先生の話を復習し、仕事に勵むべきこと、學問を勉強すべき事
を復習し、四年にもなる事だから家の仕事に多く手傳ひ、又理科も加はるからよく勉強すべき
事を教へる。

○然し仕事にはげみ、學問を勉強するにも根本となるは身體の健康である事から、貝原益軒先
生は健康である爲にどんな事が出来たかといふ問を出して、多くの著述が出来た事、長生きし
た事を復習し、どうして健康にするかと聞き、暴饮暴食を戒める。

二、整理

○今日は禮儀を正しくし、整頓をよくし、仕事に勵み、勉強し、身體の健康に留意すべき事を
復習したとして置く。

第六時

▽對己的徳の二。

一、勇氣——堪忍——沈着——儉約——質素

○前時の要項を問答して後○木村重成はどんな人かと問うて勇氣のある人で、よく堪忍した事
を問ひ○毛利吉就夫人はと聞いてあわてなかつた事を問答し、

勇氣のある人は——小さな事に堪忍し——大變の事があつても沈着である。

とまとめ、勇氣のある子供はと問うて、

暗い所をおそれぬ——小さい子供の過失はゆるしてやる——痛くても滅多に泣かない。

位にまとめ、「ナラヌ堪忍スルガ堪忍」を復習する。

○家の財産を守り、それをふやして行くにはと問答して儉約質素の事を問答し○儉約で質素で
あつた人は誰かと問うて徳川光圀であると聞き、其の話をさせ、

どんなものを儉約せねばならないか。

紙——手帳——鉛筆——草履

どんな時には殊に質素にするがよいか——儀式の時の服装。

として修業式の服装について注意を與へ、

○證書の受け方を又練習する。

二、總括整理

○今迄六時間後の一年間の事を復習して來たが、今は之を纏めて見よう。

○日本の國の國柄はどんな國か(萬世一系の天皇の統治、君民一家の關係)。

○吾々國民は先づ第一にどんな行をしなければならぬか(忠孝)。

○今迄復習したのは、自分の身をよくし、よく人と交り、世の爲め、人の爲めに盡さうとするのである。斯くしたらそれはどういふ事になるか知つてゐるか○夫れは斯くするのが即ち天皇陛下に忠義となる事である。國民各自が斯の道を守つたら、きつと國が榮え、天皇陛下は御喜びになるであらう。故に之は天皇陛下に忠義となるのである。

○所がと教師は一段緊張の度を加へて、是等の行は本當にさうしようといふ心からしなければならぬ。先生に賞められよう。人によく見られようといふ心からでなく、「この事は私のしなければならぬ。」(義務觀念)といふ心を以て行はなければならぬ。この心のない行は正しい行にならない。又何事を爲すにも自分の本心の咎めるやうな事をしてはならない(良心)本心の咎めぬ事をしたらその人はきつと善い人になるものであると力強く教へて行くがよい。

備考

一、學年末の休業にはいるから、最終の日又は其の他適當な日に於て、新學年に於ける教科書其の他準備すべきものにつき話す。

二、休業中といへども怠慢に暮すことなく、家事の手助をなし、復習等も怠らないこと。また起居動作も規律的に營むことを論ず。

三、證書授典式につき次のことを知らしめ且つ實習する。

(イ)證書授典式舉行の日時。

(ロ)式の順序。

(ハ)證書の受け方。

(ニ)服装等につき。

教授細目案

第一學期

月週	教 授 事 項	頁 本 數	挿 繪	準 備	教 授 上 の 注 意
一	第一 皇后陛下 御坤徳につき 皇后陛下につき 最敬禮、行幸啓の作法	二 九 一 一 五	宮城の平面圖	教科書の挿繪を擴大した繪 日本地圖 宮城の圖	教師は先づ十分に御坤徳に對して感激し奉り、以て兒童に感銘せしめるがよい。
二	第二時 皇后陛下の幼時及び修學時代 御坤徳につき	一 八			
三	第三時 御坤徳につき	二 一			
四	第四時 訓話及び教科書の取扱	二 四			
一	第二 忠君愛國 谷村計介の話 補充例話 忠君愛國 記念碑に對する心得	三 一 三 九 四 〇	西郷隆盛 熊本城 西南戰地圖	西南戰地圖 熊本城圖 西郷隆盛 計介城を出づる圖	計介の平時の心を話して忠君の行爲が突發的になつた事を深く悟らしめるがよい。
二	第一時 西南の役、計介の平常	四 四			
三	第二時 熊本籠城と計介の忠勤	四 七			
四	第三時 訓話	五 〇			
五		五 一			

附 録

五		四	
七	六	五	四
第三 孝行 二宮金次郎先生の話(家系、家計、至孝) 孝道につき 格言「孝は徳のはじめ」 第一時 先生の至孝であつた話 第二時 訓話と教科書の教授 第三時 日常の生活と孝道實踐の指導		二宮先生像 教科書の挿繪を擴大したる掛圖 先生の行に對して、一擁同情の涙を流させるがよい。 父母の心を慰める事を主として指導するがよい。	
第四 仕事にはげめ 二宮金次郎先生の堤防工事、貧苦の中の勤勞 補充例話——懶け者の徳さんと勤勞の尊き事——掃除——勤勞の不道德——村人と金次郎 第一時 先生の勤勞 第二時 教科書及び訓話 第三時 日常生活の指導		二宮先生の遺品關係書類 柏山村地圖 掛圖 共同作業につき其の價値を知らしめるがよい。	
第五 學問 二宮先生の苦學と一家の再興、報徳教 補充例話——吉田松陰 勉強の説き方——復習法 作法		二宮神社 吉田松陰 先生の勉強を畫ける掛圖 其の他 兒童の日常生活に比較して勉強すべき事を知らせるがよい。	

六		八	
二	〇	九	八
第六 整頓 本居宣長翁の略傳、逸話——整頓につきて 第一時 例話を語る 第二時 訓話		本居宣長翁 古事記傳 翁の舊宅 鈴の家の平面圖 翁の肖像 鈴の家の圖 翁については其の略傳を知らせるがよい。 訓話は日常の生活に接觸するがよい。	
第七 正直 正直な丁稚の話 補充例話 正直につきて 第一時 例話の教授と批判 第二時 訓話——教科書		教科書を擴大した繪 友情につき兒童に十分反省させるがよい。	
第八 師をうやまへ 上杉靈山公と細井平洲先生 師に對する心得 作法 第一時 例話を語る 第二時 訓話及び教科書		靈山公肖像 一字一涙の碑 教科書を擴大した繪 師を敬ふべき事を力説するがよい。 身分について考察させるがよい。	

七		第九 友だち 友蔵と信吉 補充例話—エヤソンの友だちにつき 第一時 例話を語る 第二時 訓話—教科書	一七五 一七八 一八二 一八八 一九〇	エヤソンの肖像 教科書を擴大した繪 エヤソンの肖像	日常友に對する心得を授くるがよい。 例話は土地の事情に應じて活寫するがよい。
		第十 規則にしたがへ 春日局 補充例話—松平定信規則につきて 第一時 局の遵法 第二時 訓話と教科書 第三時 實踐の指導 夏期の衛生につきて	一九六 一九九 二〇〇 二〇六 二〇八 二一〇 二一一	春日局肖像 松平定信肖像 榎府川の關所 教科書を擴大した繪 日本地圖	校内の規則についてよく説くがよい。
第二學期					
一		第十一 行儀 松平好房 訓話 第一時 例話を語る 第二時 訓話と教科書	二一八 二二〇 二二〇 二三〇 二三一		禮の心的方面と作法の指導を行ふがよい。

九二		第三時 作法	二三四		
三		第十二 勇氣 木村重成 補充例話—勝海舟 勇敢につきて 第一時 例話を語る 第二時 訓話及び教科書 第三時 實踐上の指導	二三八 二四三 二四四 二五〇 二五二 二五四	勝海舟 大阪戰圖 教科書を擴大した繪 大阪戰圖	勇敢と亂暴の別を知らせるがよい。
四		第十三 堪忍 木村重成の堪忍 補充例話—堪忍強い武士 堪忍につきて 格言につきて 言葉遣に關する作法 第一時 重成の堪忍 第二時 訓話 第三時 實踐上の指導	二五八 二六〇 二六一 二六三 二六四 二七〇 二七二 二七四		兒童の日常を反省させるがよい。
五		第十四 物事にあわてるな 毛利吉就夫人 補充例話—徳川光友夫人 沈著	二七七 二七八 二七九		兒童の日常生活中の變事の場合につき假裝練習を行ふ事は効果がある。

一〇	第一時 例話を語る 第二時 訓話 第三時 勇氣の總括	二八三 二八五 二八七			
七	第十五 皇大神宮 天照大神—皇大神宮—神社 第一時 講話 第三時 講話—教科書	二九〇 三〇一 三〇四	内外宮の圖 内宮神域平面圖	内外宮の圖	出来得べくんば教師は信仰を以て教へるがよい。
八	第十六 祝日 祝日につき 宮中三殿—大祭日 第一時 天長節につき 第二時 新年—紀元節	三〇九 三一六 三二二 三二四		宮中三殿の圖	祝祭日の同家的意義につき知らしめるがよい。
九	第十七 儉約 徳川光圀公につき 光圀公と儉の教—子供と儉 郵便貯金と銀行貯金 第一時 例話—訓話 第二時 復習—実践上の指導	三二八 三三七 三三九 三四五	徳川光圀 西山居	光圀肖像	日常につき戒めるがよい。
二	第十八 慈善 天明の饑饉と鶴岡地方	三五〇		鶴岡町地圖	同情の心ある事を反省させるがよい。

一〇	鈴木今右衛門 補充例話—小野太三郎。シルレル 同情—慈善—儉約—格言 第一時 例話を語る 第二時 訓話	三五二 三五六 三五八 三六四 三六五			
三	第十九 恩を忘れるな 永田佐吉翁傳 補充例話—中江藤樹。寇準 恩—報恩 第一時 例話を授く 第二時 訓話	三七〇 三七七 三七八 三八三 三八五	大筆蹟 記念碑	教科書の圖	佐吉翁の話は詳しくするがよい。 恩についてはよく反省させるがよい。
三	第二十 寛大 貝原益軒先生 補充例話—細川重賢の事 寛大—過失—作法 第一時 例話を語る 第二時 訓話	三八九 三九四 三九七 四〇五 四〇七	先生の銅像	先生の肖像	兒童の日常と比較させるがよい。
三	第二十一 健康 益軒の學と健康に對する用意 養生訓—格言 補充例話—福澤諭吉。ウエズレ	四〇九 四一二	先生の墓		日常の生活につき指導するがよい。

第三學期

第一時 例話及び教科書	四二〇		
第二時 保健と衛生	四二二		
第三時 保健の方法	四二三		
第二十二 自分の物と人の物			
河原市の馬子の話	四二七		日常の事實の中に現はれる不徳につき注意を與へるがよい。
補充例話——正直なサンデー	四三三		
公正	四三六		
第一時 例話	四四二		
第二時 訓話	四四三		
第三時 実践上の指導及び作法	四四六		
第二十三 共同			
毛利と三子	四五〇	毛利元就像	教室内に於ける事等日常の間に材を求めて教訓するがよい。
共同と兄弟	四五八		
第一時 例話を語る	四六三		
第二時 訓話——実践指導	四六四		
第二十四 近所の人			
佐太郎の傳、近所の人との交り	四六七	地 圖	兒童の日常に對しては長者に對する心得を教へ、尙其の倫理をも教へるがよい。
隣保團結	四七一		
作法	四七二		

第一時 例話——教科書	四七八		
第二時 訓話——実践指導	四八〇		
第二十五 公益			
佐太郎の話	四八二		公德につき主として指導するがよい。
公德と公益	四九一		
第一時 例話——教科書	四九二		
第二時 訓話、実践上の指導	四九四		
第三時 總括			
第二十六 生き物をあはれめ			
馬子孫兵衛	四九六	スチアンソンの像	主觀的方面と客觀的方面とを併せ説くがよい。
補充例話——スチアンソン	四九八		
生物の愛憐	四九九		
第一時 例話を語る	五〇四		
第二時 実践上の指導	五〇六		
第三時 補充例話を語る	五〇七		
第二十七 よい日本人			
第一時 團體に關する諸徳	五一一		諸徳を系統立てると共に一步を出るがよい。
第二時 忠孝——師友里人に對する心得	五一三		修爲の工夫として至誠を出すがよい。
第三時 實際的徳義——同情	五一五		
第四時 實際的徳義——公正	五一七		
第五時 對己的徳義(一)	五一九		
第六時 同上(二)、修爲の極致	五二一		

大正九年六月十七日印
大正九年六月廿二日發

行 刷

卷三(第三學年用)

定價金參圓也



尋常小學
修身書教授細案

著者 野澤正浩
著作 三浦喜雄
發行者 日清印刷株式會社

東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地
目 黑 甚 七
東京市牛込區櫻町七番地
日清印刷株式會社

發行所

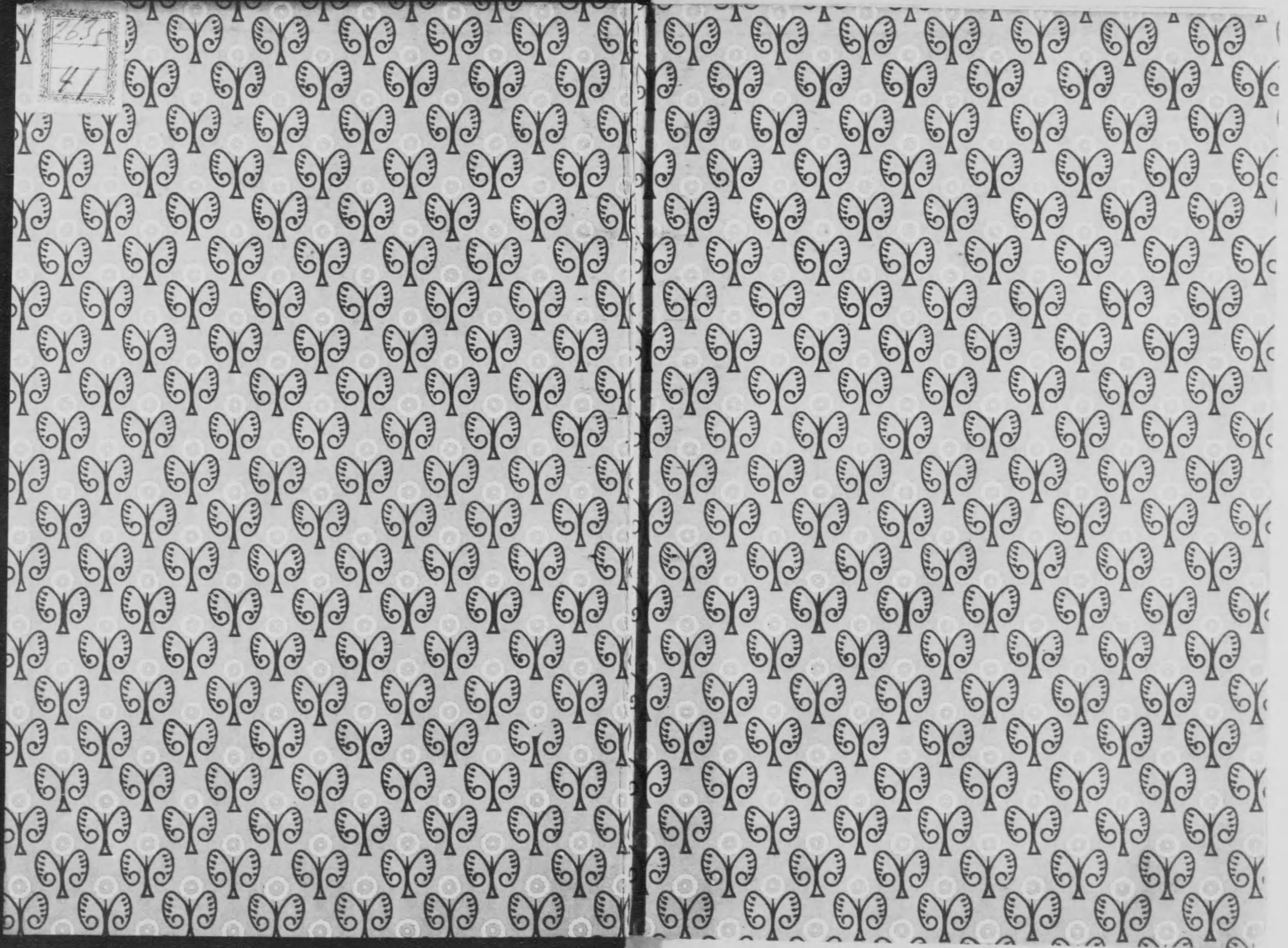
東京市京橋區南傳馬町二丁目
新潟縣長岡市表四ノ町(本店)

目黑書店

(東京) 電話京橋二一六三番
振替口座二八〇九番

(岡長) 電話長岡一八番
振替口座三六一九番

203
41



終

